

令和3年度第1回大阪府環境審議会生活環境保全条例検討部会

令和3年6月16日（水）

（午後2時00分 開会）

【事務局（池田（俊）総括主査）】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和3年度第1回大阪府環境審議会生活環境保全条例検討部会を開催させていただきます。

本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンラインでの開催とさせていただきます。委員、オブザーバーの皆様には御不便をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

本日の司会を務めさせていただきます環境管理室環境保全課の池田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、大阪府環境農林水産部環境管理室長の小林から御挨拶申し上げます。

【事務局（小林室長）】 環境管理室長の小林でございます。今年度第1回目の生活環境保全条例検討部会の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

委員、オブザーバーの皆様におかれましては、御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、本日、新型コロナウイルス対策のため、オンライン形式での開催とさせていただきます。御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、昨年度は大気汚染防止法の改正に伴う石綿規制の見直しを中心に御審議いただきまして、第1次の答申をいただきました。3月には条例を改正いたしました。今年度、引き続き御審議をいただき、条例全体としての取りまとめを我々としても行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、大気分野ではばいじん、粉塵、有害物質のそれぞれの規制について、化学物質分野では府独自指定物質の見直しについて、自動車環境分野では流入車規制について、騒音・振動分野ではスケルトンバケットの騒音規制等について、それから、その他分野横断的な内容として、規制以外の手法について御審議をいただきたいと考えております。

委員並びにオブザーバーの皆様には、今申し上げたような多岐の分野にわたる審議となりまして、本日も長時間の審議となりますが、専門的な見地から御意見、御助言を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

甚だ簡単ですが、御挨拶として代えさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

ます。

【事務局（池田（俊）総括主査）】 それでは、続きまして、本日の部会の資料でございますけれども、事前にメールにてお配りしております資料のほうを確認させていただきます。まず、お送りしておりますのが議事次第でございます。次に、資料の1-1から1-3につきましては、議題（1）の①の関係資料でございます。資料2が、議題（1）の②の関係資料でございます。資料3と参考資料の3-1と3-2が議題（1）の③の関係資料になっております。資料4-1、4-2が議題（1）の④の関係資料、資料5-1、5-2が議題（1）の⑤の関係資料、資料6が議題（2）の①の関係資料、参考資料1が生活環境保全条例の検討部会の運営要領と委員名簿、参考資料2が令和2年度第4回部会の議事録でございます。なお、資料3と参考資料3-2につきましては差し替え分を昨日お送りしておりますので、そちらのほうに差し替えをお願いしたいと思います。皆様、資料の不足等はございますでしょうか。特に大丈夫でしょうか。

それでは、本日の部会でございますけれども、黒坂委員と近藤委員につきましては所要のため御欠席でございます。石川委員につきましては、今ちょっと接続のトラブルがありまして御参加が遅れておりますけど、御出席予定でございます。石川委員を含めまして、6名の委員、2名のオブザーバーの皆様にご出席いただいておりますので、部会の運営要領第3の（2）の規定により、成立いたしております。

なお、本部会につきましては、大阪府情報公開条例第33条の規定に基づきまして公開とさせていただきますので、よろしくお願いたします。関係者、報道機関、傍聴者につきましては、十分な距離を確保できる部屋を御用意いたしまして本部会の様子を放映させていただきますことを御承知おきいただきたいと思います。

本日、オンラインでの開催に当たりまして、幾つかお願いしたい事項がございます。資料の画面共有は行わないことといたします。事前に御送付させていただいた資料をお手元で御覧いただきますようよろしくお願いいたします。ネットワークの負荷を抑えるために、今はカメラをオンにしておりますけれども、審議に入りましたらカメラについてはオフにさせていただきますようよろしくお願いいたします。あと、雑音、音響トラブルを避けるために、御発言される際を除いては、基本的にマイクのほうはミュートにさせていただきますようよろしくお願いいたします。御発言される場合には挙手ボタンにてお知らせいただきまして、部会長から御指名の後、ビデオをオンにいただいて、ミュートを解除して御発言いただきまして、発言が終わりましたらビデオはオフ、マイクはミュートに

戻していただきますようお願いいたします。

なお、現在のところ、傍聴者もしくは報道機関等からの特に写真撮影の希望はありませんでしたので、御報告申し上げます。

それでは、ただいまから議事にお入りいただきたいと思います。近藤部会長、よろしくお願いいたします。

【近藤部会長】 近藤でございます。よろしくお願いいたします。審議が円滑に進むように努めてまいりますので、委員の皆様方、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議題（１）生活環境保全条例に基づく規制等のあり方検討についてですが、①の大気分野について、事務局から説明をお願いいたします。資料１－１から順番に御説明をよろしくお願いいたします。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 事業所指導課大気指導グループの池田と申します。

私のほうから、議題（１）の①大気分野についての御説明をさせていただきます。

この大気分野につきましては、本日はばいじん、粉じん、有害物質の３つにつきまして御審議いただきたいと思っておりますが、これらにつきましては前回３月の部会におきまして論点整理をしていただいたところでございますので、本日はあり方（案）をお示しさせていただきますので、それで御議論いただきたいと思っております。

それでは、資料１－１を開いていただけますでしょうか。こちら、ばいじん規制に係るあり方（案）を御説明させていただきます。

２ページ目をお願いいたします。

前回の部会で整理した論点としまして、３つございます。論点①が現在の規制手法及び規制の方向性について、論点②が対象施設の見直しの必要性について、論点③が燃料の種類による施設の見直しについてでございます。

３ページをお願いいたします。

こちらは前回の部会での議論といたしまして、前回の資料からの抜粋でございますが、まず論点①につきましては、１つ目のポツでございます。下線部、府域のSPM、PM_{2.5}の大気濃度は改善し、また苦情の件数も減少しているという状況でございますが、２ポツ目、一方で、対策を講じなければ多くのばいじんが排出される可能性のある施設も存在するという状況を踏まえまして、矢印の下側でございます。固定発生源からのばいじん規制は引き続き必要であり、規制手法については濃度基準を引き続き実施するべきではない

か。3ポツ目、なお、測定義務につきましては、府公告に基づく測定義務の軽減及び免除の規定を積極的に適用することで、小規模の事業者や適正な施設管理を実施している事業者の負担を軽減すべきではないかと御議論いただいたところです。

この軽減及び免除の規定につきましては、4ページ目に抜粋させていただいております。

まず、条例施行規則第15条の2に、下線部、「ただし、知事はばい煙等排出者の工場もしくは事業場の規模、届出施設の使用もしくは管理の状況または届出施設の規模に応じて測定の方法等につき、別の定めをすることがある」としまして、下側でございます、「次のいずれかの場合に該当するときは、あらかじめ定める方法以外の方法により測定し、または測定の回数を減じ、もしくは測定を行わないことができる」としまして、①が常時使用する従業員の数が20人以下、②が処理その他の排出抑制対策を常時適正に実施し、使用及び管理の状況を記録している場合。③につきましては、ばいじんに係る測定ということで、届出施設が（1）から（3）までの小規模の施設を除く各施設である場合ということで規定がございます。

続きまして、5ページ目でございます。

論点②でございますが、こちら、第1項、食料品の製造の用に供する反応炉につきましては過去に一度も届出の実績がないということでございましたが、今後届出の可能性はあるものでございますので、矢印の下側でございます、当該施設は引き続き規制対象と位置づけるべきではないかと御議論いただいたところです。

次の6ページ目でございます。

論点③燃料の種類による施設の見直しについて。

電気やガス、ここでは都市ガス、LNG、LPGを指しますが、これらの燃料由来のばいじん発生量が少ない施設も対象となっている状況でございますが、過去の排ガス測定結果からはいずれも高い排出濃度が確認されていないこと、また、原料由来のばいじん排出量が一定量あることから、矢印の下側でございます、これらの施設においても引き続き規制対象とするべきではないかと御議論いただいたところです。

以上を踏まえまして、7ページ以降、今回の規制の方向性についての案をお示しさせていただきます。

まず、論点①につきましては、こちらは基本的には前回の部会で御議論いただいた内容とそのままでございます。1ポツ目が固定発生源からのばいじん規制は継続すべきで、濃度基準を引き続き採用すべき。2ポツ目は、排出濃度基準値につきましては、法の最も小

さい規模施設の基準値等を原則採用している現行の考えを継続すべき。3ポツ目、測定義務につきましては、府公告に基づく測定義務の軽減及び免除の規定を積極的に適用することで、事業者の施設の適正管理等の自主的取組を促進するべきとしております。

8ページ目に考え方がございますが、3ポツ目までは前回の部会の御議論のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

4ポツ目のところでございます。なお、測定の軽減及び免除の規定のところでございますが、「本規定を適用する際には、事業者が届出施設の稼働や管理等の実態を把握し行政へ報告するなど、事業者・行政双方で情報共有することが望ましい」と書かせていただいております。こちらにつきましては、制度上というよりは、運用の中で各行政側でもしっかり情報を把握して、双方で情報共有したいというもので書かせていただいております。

続きまして、9ページでございます。

論点②でございます。

対象施設の見直しの必要性で、過去一度も届出の実績のない施設につきましては、引き続き規制対象と位置づけるべきということで、前回の御議論のとおりでございますので、考え方の説明は省略させていただきます。

最後、10ページでございます。

論点③現在の規制手法及び規制の方向性についてでございますが、ばいじん排出量が少ない電気やガスを燃料とする施設においても、原料由来のばいじん排出の可能性があることから、引き続き規制対象とするべきということでございますので、こちらも前回部会の議論と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

資料1-1につきましては以上でございます。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

そうしましたら、今のばいじん規制の説明について御質問、御意見がございましたら、冒頭で説明があったように挙手していただければと思います。いかがでしょうか。どなたかいらっしゃらないでしょうか。

そんなに大きく変わっていないと思うんですが、論点①のところで、要は事業者さんと行政のほうで情報をきちっと共有しながら進めていくということですよ。それが1つ新しく加わったということですよ。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 はい。

【近藤部会長】 よろしいでしょうかね。ほか、何か特段。

では、意見がないということですので、このばいじん規制の方向性については案のとおり部会の見解にしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして、資料1-2の説明をお願いいたします。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 引き続きまして、資料1-2、粉じん規制に係るあり方（案）につきまして御説明させていただきます。

こちらも前回論点整理していただきましたので、2ページ目のところにその論点を記載させていただいております。論点①が粉じん規制全体の考え方について、論点②が対象施設の見直しの必要性について、論点③が施設の規模要件の見直しについてでございます。

3ページ目、こちらも先ほどと同様、前回の部会での資料を抜粋しております。

まず論点①でございますが、1ポツ目でございます。府域のSPMの大気濃度は改善して、産業用機械からの苦情件数も減少傾向にあると。

一方、ばいじんと同じくですが、対策を講じなければ多くの粉じんが排出される施設も存在する。

あと、粉じん規制につきましては、有害性を持つ有害粉じんを府条例では特定粉じんとして規定しておりまして、その特定粉じん以外のものを一般粉じんとして規定して、規制してございます。この特定粉じん規制につきましては、条例で特定粉じんとしてアスベスト以外の有害粉じんを規制しているのは、都道府県では大阪府のみという状況でございます。

4ポツ目です。排出される粉じんの種類によっては、条例の特定粉じん排出施設が法や条例の一般粉じん排出施設にも該当する場合があります、二重に規制がなっている状況もあるということでございますので、矢印の下側でございます。固定発生源からの粉じん規制は継続すべきではないか。

2ポツ目、一般粉じん規制と特定粉じん規制を統合し、粉じん規制として一本化することを検討するべきではないか。

3ポツ目、統合にあたりましては、規制基準は濃度測定に課題がある排出基準ではなく、排出抑制に効果的な設備構造基準をベースに、また、対象施設は現行の一般粉じん対象施設及び特定粉じん対象施設が原則引き続き規制対象となるよう検討するべきと御議論いただいたところです。

4ページ目でございます。

続きまして、論点②でございます。こちらもばいじんと同じく、過去一度も届出の実績

がない施設が幾つかございます。

これらの施設につきましては、事業者へのヒアリングなどで現在も国内で使用されていることが確認されておりますので、今後、届出の可能性はあるものと考えております。

3 ポツ目でございますが、工事・建設作業に伴う粉じんにつきましては、苦情件数としては増加しているという状況でございます。まず、過去一度も実績がないこれら施設について、引き続き規制対象と位置づけるべきではないか。

2 ポツ目、工事・建設作業に伴う粉じんでございますが、一時的かつ局所的なものであることから、府域で一律の届出や設備構造基準による規制は効果的、効率的ではないと考えられるため、引き続き規制以外の手法で対策を取るべきではないかと御議論いただいたところです。

5 ページ目でございます。

論点③です。

粉粒塊輸送用コンベア、これはベルトコンベアなどの施設でございますが、こちらは規模要件が大気汚染防止法ではベルトの幅及びバケットの内容積、府条例では輸送能力と種類が異なりますので、届出指導が困難なケースがある。

2 ポツ目でございます。このベルトの幅やバケットの内容積につきましては、カタログ等で情報が得られなかった場合でも実測値により簡単に届出指導を行うことができますとあります。

3 ポツ目でございます。同じ容積でも、比重が軽く飛散性が高い運搬物が規模要件から外れるケースが考えられるとありますので、以上を踏まえまして、矢印の下側でございます。粉粒塊輸送用コンベアにつきましては、法の規模要件の種類であるベルトの幅及びバケットの内容積の採用を検討するべきではないかと御議論いただいたところでございます。

6 ページ目以降が、今回新たにお示しさせていただきます方向性（案）でございます。

論点①でございます。

1 ポツ目、2 ポツ目は、前回の御議論どおり、固定発生源からの粉じん規制は継続すべき。そして、一般粉じん規制と特定粉じん規制を統合し、粉じん規制として一本化するべきはそのままでございます。

3 ポツ目のところでございます。統合にあたりましては、規制基準は現行の一般粉じん規制における設備構造基準とし、対象施設は以下とすることが適当であるといしまして、①から④の4つのパターンに分けて方向性(案)をお示しさせていただいております。

こちらの①から④につきましては、次のページ、7ページの図で御説明させていただきたいと思っておりますので、7ページを御覧いただけますでしょうか。

こちら、縦軸が施設規模、そして、横が施設の種類、コークス炉から吹付塗装施設まで施設の種類を並べておりまして、それぞれ赤い点線で囲われているエリアが条例の一般粉じんの対象施設となっているエリア、そして、左上側にあります緑の点線で囲まれているエリアが大気汚染防止法の一般粉じんの対象施設、青い線で囲われているエリアが条例の特定粉じんの対象施設のエリアということでございます。

このうち、まず①の条例の一般粉じんの規制のみがかかる施設につきましては、このページの上側の四角にありますとお引き続き規制対象とするということで、新しく統合した後の粉じん規制でも継続して規制対象としたいと思っております。

②のエリアでございますが、左上側、緑の法の一般粉じんと青の条例特定粉じんの規制が重なっているところでございます。こちらにつきましては、法律のほうで設備構造基準がかかっているということなので、こちらは法に委ねるという形で条例の規制の対象外としてはどうかと考えております。

③のエリアでございます。青色と赤色が重なっているところでございますが、条例の一般粉じんと条例の特定粉じんの両方の規制が重複しているところでございます。こちらにつきましては、引き続き粉じん規制として規制対象としたいと思っております。

最後、④でございます。青色の条例の特定粉じんの規制のみがかかる施設でございます。こちらにつきましては、全て粉じん規制対象としますと、これまで対象外であった一般粉じんのみを排出する小規模な施設につきましてもかなりの数が規制対象となると考えられることから、現在、府域に設置されております特定粉じん排出施設の実態を調査いたしまして、有害性が高い粉じんが大気中へ飛散するリスクが高いと考えられる業種の施設に絞りまして規制対象としたいということでございまして、上側の四角にございます④につきましては、汚染土壌処理施設、蛍光灯リサイクル施設に限定し規制対象としまして、そのほかの施設につきましては、小規模ということもございまして、継続はせずに規制の対象外とすることでどうかというふうに考えてございます。

今、御説明させていただきました内容が、6ページの方向性の3ポツ目のところでありまして、また、8ページ、9ページのところで考え方を掲載させていただいておりますが、特に先ほどのエリアの話につきましては9ページの2ポツ目でございますが、説明のほうは省略させていただきます。

以上が論点①の方向性でございます。

続きまして、10ページでございます。

論点②の対象施設の見直しの必要性につきまして、過去一度も届出の実績がない施設につきましては引き続き規制対象と位置づけるべき。また、工事・建設作業に伴う粉じんにつきましても引き続き規制以外の手法で対策を取るべきということで、これらは前回の御議論のままでございますので、11ページには考え方をお示しさせていただいておりますが、説明のほうは省略させていただきます。

最後、論点③につきまして、12ページを御覧ください。

こちら、施設の規模要件の見直しにつきまして、粉粒塊輸送用コンベアにつきましては、法の規模要件の種類であるベルトの幅及びバケットの内容積の採用を検討するべき。

2ポツ目です。見直し後の具体的な規模要件は、ベルトの幅40cm以上、バケットの内容積0.01m³以上とすることが妥当であると、具体的な数字を出させていただいております。

こちらにつきましては、14ページに考え方を記載しておりますが、まず1ポツ目、メーカーのカタログ値や現在の届出状況から検討しました結果、現行の規模要件である輸送能力30t/hに該当するのは、ベルト幅40cm、バケットの内容積0.01m³と考えられるとしております。

こちらにつきましては、次の15ページの（参考）ベルトコンベアの規模要件の算出根拠というページで少し御説明させていただきたいと思いますが、こちら、まずベルトコンベアのメーカーのカタログ値、合計92施設を、縦軸に輸送能力、横軸ベルト幅でプロットした図でございます。

こちら、縦軸の輸送能力で現在の条例の規模要件である30t/hに対応するものが、この92施設の点で引いた直線との交点から、横軸のベルト幅でいうと39.7cmということで、およそ40cmという数字を提案させていただいております。

また、16ページでございます。バケットコンベア、カゴタイプのコンベアの規模要件でございますが、こちらと同じくメーカーのカタログ値から21施設をプロットし、直線を引きまして、縦軸の輸送能力30t/hとの交点のところを横軸を見ますと、バケット内容積は0.00884m³、およそ0.01m³という数字を提案させていただいております。

こちらにつきましては、14ページに戻っていただきまして、考え方②の2ポツ目でございます。これは他の都道府県と比べると、規模要件の裾切り基準を設けている自治体の

中で最も厳しい基準と位置づけられるということでございまして、下の表にございますが、ベルトの幅につきましては、各都道府県の条例規制状況につきましては40 cmから60 cmまでと、規模要件がない自治体も2つほどありますが、裾切り基準を設けている自治体の中では最も厳しいところではあります。適用している実績はあるという状況でございます。

また、表の右側のバケット内容積でございますが、同じく0.01 m³で3自治体が適用実績があるという状況でございますので、この数字での実績というのはあると考えているところでございます。

以上が論点①から論点③の方向性（案）でございまして、17ページ以降でございますが、こちら、それらを踏まえまして粉じん規制の見直し案ということをお示しさせていただいております。

まず、17ページからは基準でございます。

17ページは、現行の一般粉じんの設備構造基準がこのようになっているというふうなものでございまして、18ページと19ページは、特定粉じんのほうの規制基準でございます。こちらは18ページにありますとおり、ベンゼン等4物質につきましては指定特定粉じんとしまして設備構造基準、その他の特定粉じんにつきましては濃度基準を規定してございます。

それらを統合しまして、20ページでございます。見直し案でございますが、粉じん規制基準としまして、基本的には一般粉じんの規制基準、設備構造基準をそのまま適用することを考えてございます。

21ページ以降でございます。

こちらは対象施設と規模の見直し案でございます。

左側の表に現行の一般粉じん規制と特定粉じん規制の施設の種類の種類と規模を掲載させていただいております。右側は見直し案ということで、粉じん規制という形で統合したものを記載しております。

見直し案の一番右の列でございますが、考え方としまして数字を掲載させていただいておりますが、こちら、21ページの欄外の※のところでございますが、例えば1の①と書いてあるところにつきましては、先ほどの論点1の①「条例一般粉じん規制のみの対象施設は、引き続き規制対象とする」といったような考え方に基づいて、こういうふうに見直しているというものでございまして、それらが1の①から④と3番という5つの数字を記

載させていただいているところです。

粉じん規制につきましては、今までの一般粉じんと特定粉じんはこれら用途別に、例えば21ページでございますと食料品、繊維製品の製造などの用途別に分けて規制をしているところがございます。23ページを御覧いただければと思うんですが、右側の見直し案のところ※がついておりますが、先ほど御説明しましたとおり、汚染土壌処理施設、蛍光灯及び高圧水銀ランプのリサイクル施設につきましては、粉粒塊輸送用コンベアから粉碎施設までにつきましては、窯業製品または土石製品の製造の用途では発生するということもありますので、こちらは※でこのように記載させていただいております。

また、24ページのところですが、こちら※が見直し案のところ3つございますが、蛍光灯のリサイクル施設がございます。こちらにつきましては鉄鋼、金属製品等の製造の用途での対象施設が実績としてございますので、それを鑑みて引き続き継続して規制したいというもので※をつけてございます。

25ページまでが対象施設と規模の見直し案でございます、26ページ以降は参考資料ということで、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

それでは、粉じんについての説明でしたけれども、質問とか御意見がございましたら、また挙手していただければと思います。何かございませんでしょうか。どなたかいらっしゃいませんか。

ちょっと確認させていただきたいんですが、スライド7のこの④番ですよね、特定粉じんだけがかかっているところを2業種というんですかね、2つ、土壌処理施設と蛍光灯のリサイクル施設に限定するというので、何かちょっと教えていただきたいんですけど、ここから抜ける施設というのはどんなものがあるんですかね。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 お答えさせていただきます。

スライドの番号でいきますと、26ページ目の資料で御説明させていただきたいと思えます。

26ページでございますが、こちら、先ほどの④のエリアの事業所、施設につきまして一覽にしたものがございますけれども、こちらは事業所ごとに行を分けておりまして、全部で16の事業所から、届出施設数としましては72施設でございます。これらにつきまして業種の列を御覧いただければと思うんですが、例えば上のA、Bでいいますと電池の製

造、CからEにつきましては塗料の製造、あとはプラスチックを含む製品製造、化学製品の製造、廃家電や一般廃棄物のリサイクルといったような施設がございまして、これらの施設の状況であったり、大気への粉じんの飛散の状況などを確認いたしまして、AからKにつきましては大気への飛散のリスクというのはそこまで高くないと。一方、LからPの業種の施設につきましては、大気の汚染への、大気への飛散リスクというのが高いと判断しているところでございます。

【近藤部会長】 分かりました。

そうすると、事業の業種なんでしょうけど、AからKで届出施設数が5列目に書いてある、これだけの施設は対象外になったと、こういうふうに理解すればいいんですかね。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 はい、そうです。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

ほか、何かございませんでしょうか。

あと、じゃ、私、もう1つだけ確認させていただきたいんですが、施設の規模要件の見直しで、輸送能力からベルト幅とかバケットの内容積に変えるということで、これはカタログ値でやっているんでしょうけど、スライド15で見ますとベルト幅が40でも処理能力の小さいものもありますよね。要はこういうふうにしたときに、規制に逆にかかってしまう業種さん、施設とかというのものもあるんでしょうか。今までかかってないのかかかってくるとかですね。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 そうですね。今まで、例えばベルト幅が同じでも軽いものを運んでいけば輸送能力が少ないということで規制対象外となっていたような施設もありますので、この辺りにつきましては掘り起こしといいますか、各事業所の立入検査などを重ねまして届出指導というのを行っていくということで、減る分もありますが、増える分もあろうかと考えてございます。

【近藤部会長】 ということは、現状、その増減がどうなるかというのはこれから分かってくるということでよろしいんですか。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 減る分につきましては32ページの資料を御覧いただければと思うんですが、32ページにつきましては、現在、大阪府の所管している分の市町村の届出状況だけでございますが、全200施設ございまして、これをプロットしております。縦軸は輸送能力で、横軸がベルト幅なんですけど、こちらは30t/h以上ということでの全届出なんですけど、これをベルト幅40cm以上としますと173施設ということに

なりますので、残りの27施設ですね、13.5%の施設につきましても規制の対象外となるかと思いますが、これに増える分もございますので、総体としてはそれほど大きくは変わらないのかなと。ベルトコンベアについては以上の状況でございます。

【近藤部会長】 ありがとうございます。私はよく分かりました。

ほか、何か御質問等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか、この方向性について。

御意見がないということで、お認めいただいたということにさせていただきたいと思えます。

では、粉じん規制の方向性については、御説明いただいた提案のとおりで部会の見解にしたいと思えます。どうもありがとうございます。

では、続きまして、資料1-3の説明をお願いいたします。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 続きまして、資料1-3、有害物質排出規制に係る検討について（対象物質）の資料について御説明させていただきます。

この有害物質排出規制につきましては、前回論点整理をしていただきましたが、そのうちの対象物質につきまして本日は御審議いただければと考えております。

2ページ目のところでございます。

こちら前回部会での議論ということでございますが、前回の3月の部会資料の論点②の抜粋でございます。

まず、1ポツ目でございます。条例の排出規制の有害物質の対象の物質でございます。こちらにつきましては、制定当時の発がん性及び毒性の知見やアンケート調査によって、府内事業者の利用実態を踏まえた上で選定しておりますが、平成20年に1物質を追加した以外は、その他有害性や排出事態を考慮した見直しというのは実施されていないという状況でございます。

一方、国におきましては、法の有害物質で規制している物質とは別に有害大気汚染物質に関し平成8年以降、中央環境審議会で審議を継続してございまして、優先取組物質の選定、そして指針値などの環境目標値の設定等を実施しているところでございます。

この優先取組物質と条例の排出規制物質の選定はいろいろ類似性が見られるんですけれども、選定の観点の大きな違いとしまして、優先取組物質は大気濃度測定での検出やP R T R制度における大気への排出といった一定の暴露性を考慮しておりますが、条例では事業者の使用実態のみを考慮した点であると。

そのような状況を踏まえまして、矢印の下側でございます。条例の排出規制物質の選定にあたっては、法の有害物質に加えまして、最新の有害性の知見や一定の暴露性を踏まえて選定されている優先取組物質との整合を図るべきではないかと議論をいただいたところでございます。

3 ページ目からが、今回のお示しさせていただきます内容でございます。

3 ページ目、先ほど御説明したとおり、検討対象物質につきましては、対象物質の選定にあたりまして、有害性や暴露性の観点から踏まえ選定され、府内で規制及び取組が実施されてきました以下の3つの対象物質の中から検討することとするとして、①が法の優先取組物質、現在2種類でございます。②が法の有害物質などということで、7種類でございます。最後、③でございます。現行の条例規制対象物質は23種類ということで、重複を除きます合計38種類の対象物質の中から選定することとしたいと考えております。

内容を御説明する前に、4 ページ目に参考といたしまして、法の優先取組物質の選定時の考え方を先に御説明したいと思います。

こちら、平成22年の中央環境審議会第9次答申で優先取組物質の見直しがされており、そのときの考え方でございますが、まず、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リストということで248物質が選定されております。

こちら、真ん中辺りに選定基準がございますが、当時は化管法、P R T R法との整合性を図るという目的もありまして、選定基準（1）化管法対象物質のうち、以下のいずれかの有害性クラスに該当する物質であり、この有害性クラスにつきましては、3行下でございます①の発がん性から⑦経口慢性毒性までの7つでございます。これらに該当する物質でありまして、過去10年間において大気中からの検出例があるもの。（イ）（ア）以外で、これまでに化管法の規定により大気中への排出量の届出があるもの。

そして、（2）以下でございますが、同じく有害性と暴露性、この観点から選定されまして、合計248物質が選ばれたという状況でございます。

これを踏まえまして、5 ページ目でございますが、その中から優先取組物質というものを選定しております。

こちら、対象物質としましては23種類選ばれまして、真ん中の選定基準のところでございます。（1）大気環境保全上注意を有する物質群としまして、アの（ア）我が国の大気環境目標の10分の1を超えるもの。また、（イ）としまして、諸外国の目標値の幾何平均の10分の1を超えるものと、そのほか、イとして指定物質とあり、その下、（2）で発が

ん性等の重篤な有害性が確認されており、一定の暴露性を有するものということで、基準として選定しております。それらが合計23種類というものでございます。

6ページ目は、法の有害物質の選定時の考え方ということで、1970年の大防法改正時に常時排出規制を行う必要がある物質等につきまして、大規模な施設等に対して規制がされたということでございます。この黒ポツの6つと、あとは平成30年から規制対象とします水銀につきましてもここに入れて、合計7物質が規制されているということを記載させていただいております。

7ページ目でございます。

今度は条例の有害物質規制の選定時の考え方でございますが、制定当時の規制対象物質の選定にあたりましては発がん性と毒性の度合いを用いることとしまして、府域の事業所にアンケート調査を実施しまして、使用が想定されている、または使用が実際されている化学物質から以下の考え方で選定されております。

四角の中でございますが、関係法令等で排出規制等が図られていない物質で、以下のいずれかに該当するものとしまして、①発がん性の見地からは、人に対する発がん性が確認されているもの。これをランク分けしまして、一番高いランクのC1ランク。そして、②でございます。毒性の見地からは、大防法において人に対する健康影響から基準を定めた物質と同等レベルのもの。これもランク分けしまして一番高いランク、T1ランクを規制対象としまして、合計22種類、途中で1物質追加しまして、現在は23種類を対象としているところでございます。

以上を踏まえまして、8ページ目でございます。

条例見直しに当たる対象物質選定の考え方をお示ししたいと思います。

まず、基本的考え方といたしまして、条例規制対象物質は有害物質による大気汚染の未然防止及び環境中の大気濃度の低減を図り、大気環境における府民の健康の安全・安心を確保することを目的に、①から④の4つの観点から選定したいと考えております。①は有害性（発がん性及びそれ以外の有害性）が高いかどうか、②が暴露量が多いかどうか、③が他制度による規制との関係、④が工場・事業場に規制をかける効果があるかどうか。

これらの具体的な判断基準を9ページにお示しさせていただいております。

9ページの表の①でございます。有害性が高いかどうか。こちらにつきましては、まず、国において有害性に係る以下の選定基準に該当するとして、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リストの対象と判断したものとしまして、有害性クラスが、先ほどの御

説明にもありますが、①から⑦でお示ししておりますが、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リストの対象であるものは、こちら、有害性があると判断したいと思っております、2つ目の丸です。上記以外の物質につきましては、GHS分類（化学品の危険有害性を世界的に統一された一定の基準）でございます、こちらの健康に対する有害性の項目で最高区分があるものを有害性があると判断したいと考えてございます。

その下、②でございます。暴露量ですけれども、こちらは国において法の優先取組物質の暴露量に係る以下の選定基準に該当すると判断したものであるということで、(1)と(2)は先ほど御説明したとおりでございますが、これらに該当して法の優先取組物質にあたるものは暴露量が多いと判断したいと考えておりました、また、丸の2つ目です。上記の検討がされていない物質につきましては、法及び条例に基づく届出施設の状況やP R T R大気排出量の届出状況から一定の暴露量があると判断されるもの、こちらを選定したいと思っております。

そして、③でございます。他制度による規制との関係でございますが、他制度、ここでは本条例内のばいじん規制などの他規制も含むものでございますが、他制度において当該物質の大気汚染に係る規制が十分されていないと判断できるもの、こちらを選定したいと思っております。

最後、④でございます。工場・事業場へ規制をかける効果につきましては、工場・事業場から排出される可能性があるものと判断できるものと。なお、府内事業所のP R T Rの届出状況から見ますと、大気排出量がない物質もございます。こちらにつきましては、国内でP R T Rの大気排出量がほかの都道府県等であるものや製造輸入数がゼロでないものにつきましては府内の排出可能性があると考えまして、選定したいと思っております。

以上の判断基準に基づきまして、10ページ以降にそれぞれ、(1)優先取組物質等、選定した結果をお示ししたいと思います。

まず、(1)が法の優先取組物質でございます。

まず、観点の①有害性につきましては、いずれの物質も有害性が高いと判断できると。観点②も、暴露量は一定の暴露量があると判断できますが、観点③でございます。他制度との関係でございますが、これにつきましては、以下の物質については他制度において規制が十分されていると判断できると思っております。

1つ目の物質はダイオキシン類でございます。ダイオキシン類につきましては、廃棄物焼却炉や製鋼用電気炉から非意図的に排出されるダイオキシン類でございますので、ダイ

オキシシン類特別措置法で大気規制が実施されており、また、全て副生成物であり、工場・事業場から大気中へは主にばいじんとして排出されます。ですので、大気汚染防止法の施設の横出し・裾下げ規制を実施している条例のばいじん規制で一定の飛散防止を図ることができると考えております。

2つ目の物質ですが、ベンゾ（a）ピレンでございます。こちらは、主に固定発生源及び移動発生源からの物の燃焼に伴い非意図的に排出される物質でございますが、固定発生源からは主にばいじんとして排出されますので、ダイオキシシン類と同様に条例ばいじん規制で一定の飛散防止を図ることができるようにと考えてございます。

観点④でございます。規制の効果でございますが、こちらは塗料中のトルエンであったり接着剤中のトルエン、ホルムアルデヒド、また、自動車排ガス中にも1.3ブタジエン以下、幾つかの物質が多く排出されますので、これら工場・事業場以外から多く排出されるような物質もあるというのが現状でございます。

しかし、これらを含む全ての物質が工場・事業場において使用、排出されるものでありますので、例えば塗装施設や乾燥施設などから排出されるというような可能性もありますので、大気濃度の減少による府民の安全・安心の確保といった点で工場・事業場への規制の効果はあると判断できると考えております。

以上の観点①から④を踏まえまして、観点③のところでお説明したダイオキシシン類とベンゾ（a）ピレンは対象外としまして、残りの20種類を選定してはどうかというふうにまとめさせていただいております。

続きまして、11ページでございます。

法の有害物質等7種類でございます。

観点①の有害性につきましては、GHS分類からいずれの物質も有害性は高い。

また、観点②の暴露量につきましても、いずれの物質も法の届出施設がありまして、また、PRTTRの排出量からも一定の暴露量はあると判断できると考えております。

観点③でございますが、他制度との関係につきまして、以下の物質につきましては他制度において規制が十分されていると判断できると考えております。

まず1つ目、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素でございます。この物質につきましては水に溶けやすい物質でありまして、ガス体として排出されるフッ化物の大部分はフッ化水素と四フッ化ケイ素という物質となって排出されますけれども、これらにつきましては大気中に排出されますと湿性・乾性の沈着により比較的速い速度で取り除かれますので、

一定規模以上の施設が規制対象となっている大気汚染防止法の制度のみで一定程度の飛散防止が可能であると考えております。また、塩化水素の排出規制により一定の飛散防止を図ることができるということをこの生環条例の制定当時に議論いたしまして、この塩化水素の排出規制により一定の飛散防止を図ることができるので現状も規制対象外となっておりますが、その考えというのは現在でも変わらないとすることができると考えてございます。

また、その下、2ポツ目でございますが、窒素酸化物につきましては、大気汚染防止法の中でほかの有害物質に比べまして非常に多くの施設が対象となっている現状でございます。法の届出状況を見ましても府内には多くの届出施設が既に存在しますので、現在の法規制の中で一定の飛散防止を図ることが可能と考えてございます。

最後、観点④でございますが、いずれの物質も工場・事業場から排出される可能性がありますので規制の効果はあると判断できると考えておりますので、以上の観点①から④を踏まえまして、観点③のフッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素と窒素酸化物、この2つを除きまして、鉛及びその化合物、カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、塩素、塩化水素の5物質を選定してはどうかとまとめさせていただいております。

続きまして、12ページでございます。

(3)としまして現行の条例規制対象物質ですが、(1)と(2)と重複する分は除きました9種類につきまして検討、選定した結果でございます。

こちら、まず観点①のところでございますが、まず、この9種類のうち7物質につきましては有害大気汚染物質に該当する可能性のあるものということになっておりまして、それには該当していない2物質、ホスゲンとN-エチルアニリンの2物質につきましては、GHS分類の観点から有害性が高いと判断できますので、これら7つと2つの2種類とも全て有害性が高いと判断できると考えてございます。

続きまして、観点②の暴露量でございますが、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質の7物質につきましては、優先取組物質の検討におきまして暴露量の観点から除外されているということ、そして、残りのホスゲン、N-エチルアニリンの2物質につきましては条例で届出施設がありません。ただ、廃棄物焼却炉につきましては排出される可能性がある物質を全て出すという考えでございますので、廃棄物焼却炉では届出があるんですが、それ以外につきましては届出がないという状況を踏まえまして、いずれの物質も暴露量は少ないと判断できると考えてございます。

その下の観点③でございます。他制度の関係につきましては、大気環境に係る主な他制度はないと考えてございます。

最後、観点④ですが、規制の効果としまして、いずれの物質も工場・事業場から排出される可能性があることから、規制の効果はあると判断できるとしておりまして、以上から、観点①、③、④につきましては該当するものではありませんけれども、観点②において対象からこの9物質とも除外すべきと判断できますので、これら9物質は全て対象外としてはどうかというふうにまとめさせていただいております。その下側の矢印のところでございます。以上を踏まえまして（1）の法の優先取組物質からは20物質、法の有害物質規制の（2）のところからは5物質、合計25物質を規制対象物質としてはどうかと考えてございます。

ただし、今回の部会におきましては、これら物質の規制手法であったり対象施設の御審議をいただきたいと考えておりまして、その議論の方向性、結果を踏まえまして、この対象物質自体の選定も見直しというのは必要に応じて行うべきと考えておりますので、その旨記載させていただいております。

13ページが、これらの方向性を一覧の表にまとめたものでございます。

この黄色で色をつけています物質が、新たに規制対象としたいという見直し案の物質でございます。

まず、1番から22番までが法の優先取組物質でございますが、そのうちの1番から20番までの物質を規制対象としたいと。そのうち1番から11番につきましては現行条例でも対象になっておりませんので、全くの新規の物質というふうに考えてございます。23番から27番につきましては、法の有害物質の規制対象物質でございます。こちらは現行条例でも規制対象となっておりますので、引き続き規制対象としたいというものでございます。30番から38番の物質につきましては、現行条例の規制対象ではありませんけれども、見直し後には規制対象外としたいと考えている物質でございます。

14ページ以降につきましては、それぞれの物質のP R T Rの情報であったり、用途、特徴等をまとめた資料でございますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

そうしましたら、今の有害物質の説明について御質問、御意見がございましたら、また挙手をお願いします。よろしくお願いたします。

加島さん、お願いします。

【大阪市（加島）】 大阪市の加島です。

今回、有害物質の対象物質を検討するというところで、この資料を作成していただいたと思いますが、その中で、まず、シートでいうと8ページのところで、対象物質の選定の考え方が示され、ここで4つの観点から対象物質を絞っていく旨のご説明があったと思います。

次にシートでいいますと、10ページのところで、法の優先取組物質22物質の中で、今回、まず観点③として、他制度との関係ということで、他制度において規制が十分されていると判断できるものについては対象外として考える物質として、今回、ダイオキシン類とベンゾ（a）ピレンが、この理由により対象外として、ご提案されていると思いますが、同様の理由で追加したい物質として、優先取組物質の中に入っている「トルエン」も検討していただきたい。トルエンについては、まず、法のVOC規制によって、揮発性有機化合物としての規制がされていることと、揮発性有機化合物の代表的な物質としてトルエンが考えられます。次に、法のVOC発生施設として、乾燥施設、塗装施設など、多量に排出する施設については届出規制もあり、それぞれの施設毎に排出基準が規定されています。

また、トルエンについては、PRT法においても、第一種指定化学物質として指定されていることにより、排出量の多い事業所やトルエンを使用している事業所については、PRT法に基づく自主的取組という形で、いかに自分のところからトルエン、VOCに該当するものを削減させるかという取り組みを行っている物質の1つであると思います。

その実績としても、第3回条例検討会の資料「VOC排出規制に係る現状」の中で、府域のVOC排出量についての表があり、その中で、業種ごとに分類して、排出量が平成12年から平成30年にかけてこれだけ下がりましたという資料があったと思います。その中で、例えば、塗装業については平成12年から30年にかけてマイナス55%の削減というものであったり、印刷業についてはマイナス72%の削減であったり、接着業についてはマイナス62%の削減というように、事業者自身で削減に向けた取組を積極的に行っています。現行、自主的ではありますが、削減に向けて取り組んでいる物質であるということと、先にご説明しました、法のVOC規制により規制されている物質であることから、今回、このトルエンも他制度において規制が十分されていると考えられる有害物質としていただきたい。

また、現在、規制対象となっている事業者は、この物質が条例有害物質の対象となるとプラスアルファ部分として、更なる測定や処理装置の検討など、負担増になると考えられます。各委員の皆様には、トルエンの取扱いについてもご審議していただきたいと考え、このように申し上げました。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

事務局のほうから、何か今の御意見、トルエンに関して何か御意見はございますでしょうか。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 お答えさせていただきます。

トルエンはシンナーの主成分ということもありまして、非常に多くの事業所が使っているということは承知しているところなんですけれども、まず、法のVOC規制につきましてはかなり大型の施設のみを対象としていますので、実際の届出があつて規制対象となっている対象施設数自体は少ないという状況がございますし、あと、P R T Rのお話もございましたけれども、事業者の自主的努力で排出量というのは削減に結びついているかなというところも承知しているところなんですけれども、ただ、トルエンにつきましては排出量というのはやっぱり物質の中では多い状況かなと思っておりますので、また、これはVOC規制の目的とは異なるところもあるかなと思いますので、まず、トルエンの規制というのを前提に検討していきたいなというふうに思っておりますが、先ほども少し申し上げましたとおり、今後、規制方法とか施設を検討する上で事業者の実態調査などもちょっと行いたいなというふうに思っておりますので、対象施設の限定とか、あとは適用自体を猶予すべきかというところも視野に入れて、今後の制度の在り方というのは検討していきたいと考えているところでございます。

【近藤部会長】 今の説明でよろしいですか。

【大阪市（加島）】 すみません、私はオブザーバーという位置づけになるため、トルエンを条例有害物質の対象にする・しないということについての発言は出来ないものと考えております。ただ、この物質を対象にすることに伴って、事業者への負担増となる部分があるので、検討していただきたい。具体的には、毎年、VOCを測定している事業者からすれば、その排ガス中からトルエンだけを抽出した形で追加の測定をしなければならないなど、事業者への負担増がかなりあるものと考えられるため、各委員の皆様でご審議の程、お願いしたいと考え、この場で提案させていただいた次第です。

【近藤部会長】 分かりました。

P R T Rでトルエンの届出の割合というのはそんなに高くないですよ。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 お答えさせていただきます。

物質ごとの数でいきますと、一番多い物質ということになります。

【近藤部会長】 とうか、トルエン全量に対して届出量の把握できている量が多いんですかね。普通、届出外のほうが多くなかったですか。ちょっと私もあまり定かじゃないんですが。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 ちょっと数字をすぐには持ってないんですが、確かにP R T Rの届出対象事業所というのも一定規模以上のものということになりますので、小規模の事業所であったり、また、家庭とかで使われている分というもありますので、全体の排出量、発生量からすると割合はそんなに多くはないかなと思っております。

【近藤部会長】 とうか、私はそういう意味で規制対象にしてもいいのかなとちょっと思ったりしていたんですけども、そこはまた。これはまだ継続審議ですよ。ですよ。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 はい、次回もまた御審議いただきたいと思います。

【近藤部会長】 継続審議ですので、今の御意見を伺って、事務局のほうでまた案なりをつくっていただければと思いますが、どうでしょうか。よろしいですかね、加島さん。

【大阪市（加島）】 はい。ありがとうございます。各委員にてご審議していただければと思います。ありがとうございました。

【近藤部会長】 分かりました。では、もう少しトルエンの現状みたいな話も少し付け加えていただければと思います。ありがとうございました。

ほか、どなたかいらっしゃらないでしょうか。御意見。

水谷先生、お願いします。

【水谷委員】 水谷です。

最後、1 2枚目のスライドの除外してもいいんじゃないかという話で、①、③、④には該当するが、②の観点からそんなに暴露量が多くないというお話について確認させていたいただきたいんですが、廃棄物焼却炉以外の届出施設がないというのはその他2物質だけで、7物質に関してはあるということだったでしょうか。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 そうですね。全てかどうかはすぐデータはないんですが、いくつかはあるものがございます。

【水谷委員】 その根拠として、そうすると、その7物質に関しては国の優先取組物質

の検討で除外されたので暴露量が低いと判断されたということだと思いますが、国全体としては優先ではなくても、地域的に大阪府では実は結構暴露量が多いというような可能性も否定できないので、そこについての情報を付加していただいた上で、やはり優先順位は高くないと言っていた方がいいと思います。最初、この全物質について届出がないのかと私は受け取ってしまいまして、それならいいかなと思ったんですが、ちょっとそこが気になりました。あまり問題ないという根拠を既にお持ちなら構わないんですけども、いかがでしょうか。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 分かりました。まず、暴露量のうち大気濃度という点では、これは9物質のうちデータがないものがありますけれども、基本的には大気濃度的には問題ないかなと、大阪府内の濃度的には問題ないという状況でございます。

あとは、例えば府内の事業所での活用状況とかですけれども、そこはちょっと今まとめていない状況でございましたので、次の部会までにはまとめてまたお示しさせていただければと思います。

【水谷委員】 分かりました。よろしくお願いいたします。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

ほか、どなたか何か御意見いただけないでしょうか。ないでしょうか。

何か事務局から。

【事務局（窪田総括）】 すいません、化学物質対策グループの窪田と申します。

先ほど近藤先生の御質問にあったトルエンの排出量の件なんですけれども、環境省のほうで届出外の排出量とかも含めた統計データというのがございまして、その2019年度ベースでいきますと、全体のトルエン排出量のうち、P R T Rの届出ベースの排出量はそのうちの36%という結果になっております。

【近藤部会長】 残りは届出外ということですかね。

【事務局（窪田総括）】 そうです。残りは届出外。そうですね、残りが届出外で、要は業種、同じようなP R T Rの対象業種であっても規模が小さいようなところであるとか、もしくは産業系でも届出の対象となっていない業種のものであるとか、あとは家庭であるとか、移動体であるとか、そういったところの合計を100%として、届出のあったものは36%というふうな状況です。

【近藤部会長】 どうもありがとうございます。

どうでしょうか。ほか、何かございますでしょうか、御意見。

じゃ、ちょっと私、あんまり知らないんですけど、11ページでフッ化物は対象外にしますよと、こういうことですが、フッ素とフッ化水素とかというのは、これは水質のほうで規制がかかっているんですかね。かかっていますよね。

【事務局（清水補佐）】 水質でも有害物質になっております。

【近藤部会長】 なっていますよね。

【事務局（清水補佐）】 はい。

【近藤部会長】 ということで、結局大気に出たものも水に溶けて出ていくということなので、それは水のほうでやっていただくと、こういう考えなんですかね。それはそうじゃないんですか。ということですか。

【事務局（清水補佐）】 実は大気汚染防止法では、先ほども説明したとおり限られた施設にのみフッ素の規制がかかっているのは事実です。ただ、化学系の方でしたら御存じでしょうけど、フッ素ガスというのは通常、天然では存在し得ないと思います。フッ化水素やフッ化ケイ素につきましても、一般的に、少なくとも大阪府内において、空気環境中において見られるということはほとんどありません。仮に出る可能性があるとするれば、焼却炉等からフッ素系のイオンとして出てくる可能性はあり得ますけれども、それらについても実際のところは湿式の処理装置で十分落とせるということで、今、フッ素だけを独立して規制する必要はないと。もともとこの条例を作ったときの考え方でして、また、現状を見ましても特にフッ素を規制しないといけないような事情も特段変わっていないと判断しまして、今回、対象外のまま特段問題はないと判断したところでございます。

【近藤部会長】 分かりました。

ほかはどうでしょうか。よろしいでしょうかね。この有害物質についてはまた継続の審議になりますので、また議論できる場がありますので、一応この場ではこれで終わりたいと思います。

ということで、一応この案のとおりとさせていただいて、幾つか意見が出ましたので、それについては次回以降の議論、修正することになるか、あるいはこのままになるかというのは今後の議論を踏まえて進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

では、議題が変わりまして、次は（1）番の②の府独自指定物質の見直しについて、また事務局のほうから御説明をよろしくお願いいたします。

【事務局（窪田総括）】 化学物質対策グループの窪田と申します。

資料2について説明させていただきます。

資料2につきましては、前回の部会におきまして、この管理化学物質の在り方についての論点整理をしていただきまして、その資料の内容を前回、論点整理でおおむね御了解いただいたということを踏まえまして、今回、それを方向性という形でお示ししたものを資料としてお出ししております。さらに、それに追加して、今回は新たにこの考え方を踏まえて、今後の府独自指定物質がどのような形に見直しがされるかという案をお示ししていると、そういったものでございます。

資料の中身でございます。

まず2ページ目のほうで、前回の部会で整理した論点を2つお示ししています。論点①としては、有害性の観点から適正管理の対象とする化学物質についてと、論点②としましては、生活環境保全の観点から適正管理の対象とする化学物質についてといったことでございます。

まず3ページのほうで、論点①の方向性でございます。

この方向性は、前回論点といった形でお示ししたものをその内容で載せているものでございまして、1つ目のポツとして、有害性の観点から選定される管理化学物質は、その選定基準を平成6年当時の知見から令和2年度の最新の科学的知見に基づく有害性評価に全面的に改めることにより、化管法の見直し後の指定化学物質とすることが適当と。

また、現行条例に引き続き、化管法の第一種指定化学物質を条例の第一種管理化学物質に、同法の第二種指定化学物質を条例の第二種管理化学物質に位置づけるべきというふうにしてございます。

次に、4ページのほうにその考え方ということで、これも前回部会でお示した内容でございます。

1つ目のポツとしては、現行の条例の管理化学物質については平成6年当時の有害性評価を基に選定しておりまして、その後、新たな見直しは行っていないということ。

2つ目には、一方で、現在、化管法の指定化学物質の見直しが行われておりまして、その中では、この条例の府独自指定物質も母集団に加えて最新の科学的知見による検討が行われていると。その結果、対象物質が拡充される見込みであるということに記載しています。

3つ目のポツとして、この化管法の対象物質の見直しにおいて除外候補となった物質のうち、その暴露量の観点から除外とされた21物質については、大阪府域での排出量が多

い状況にはないということを示しております。

続きまして、5 ページ目です。

これは論点②の方向性でございます。

生活環境保全の観点からは、大気汚染防止法の有害物質及び特定物質のうち、化管法の指定化学物質に該当しない物質を第二種管理化学物質に追加するべきとしてございます。

続いて、考え方でございます。

1 つ目のポツは、条例の第二種管理化学物質における規定について整備をしているというところで、2 つ目のポツでは、大気汚染防止法の排出規制においても有害物質や特定物質を対象とした事故時の措置の規定はございますけれども、知事への届出についての規定がないということ。それから、ばい煙発生施設及び特定施設以外から排出される物質については、事故時の措置の規定の対象とされていないということ。

それから、3 番目では、水質汚濁防止法における特定事業場等、それから条例における特定事業場等につきましては、これも事故時の措置の対象とはしておりますけれども、これら以外の事業場についてもその措置の対象とする方向で、別途水質部会において検討が進められているということを示してございます。

7 ページ以降が、こういった考え方を踏まえた府独自指定物質の見直し案でございます。

7 ページは、そのうちの第一種管理化学物質に当たるものでございます。

この表は3 つに分けておりまして、左上のほうは指定化学物質候補となった物質、つまり化管法の対象物質になる予定の物質でございます。これは6 物質ございまして、いずれも次回、法対象のほうに移行するといった形で整理しています。

左下のほうが府独自指定物質に位置づける物質として、まず、揮発性有機化合物（VOC）につきましては、前回までの部会で別途議論いただきまして、これについては引き続き府独自指定物質に位置づけるということで検討いただいたというところでございます。三塩化リンは大防法の特定物質に該当するということで、第二種というふうに位置づけております。

右半分の物質につきましては、今回の見直しによって府独自指定物質から除外する物質といった形で整理したものを掲げております。

この欄外に米印で、「政令案に変更があった場合は、前述の方向性にに基づき対象物質を見直すこととする」と記載しております。ここで化管法の対象物質につきましては、現在パブコメが終了した段階でございまして、まだ政令が確定していないということで、政令案

としてここにお示ししておりますので、政令が出る段階でまた変更があった場合には、考え方はこれと同じ考え方で、その政令の内容に応じてまた若干見直すことがあるという意味でここに記載しております。

続きまして、8ページのほうが、府独自指定物質のうちの第二種管理化学物質に該当するものの見直し案でございます。

左側が現行の府独自指定物質ですが、これは引き続きそのまま第二種に位置づけたことでございます。

右側のほうが、先ほどの考え方に基づいて、大防法の特定物質等を第二種に位置づけるといった形で整理をしたものでございます。

こういった見直しの方向性をまとめたものが9ページの表でございます、これが現時点での条例の施行規則の別表に当たるものでございます。

上のほうが府独自指定物質のうちの第一種管理化学物質に該当するものということでVOC、その下が同様に府独自指定物質のうちの第二種に該当するものとして25物質を掲載しております。見直し後、こういった形になるといったことでまとめているものでございます。

それから、10ページのほうは、こういった化管法の対象物質の見直しと今回の府独自指定物質の見直しを合わせた形で、管理化学物質全体としての見直しの概要をお示したのがこの10ページの図でございます。

現行、全体で602物質が管理化学物質となっておりますが、見直し後、現在の政令案を踏まえた形でいきますと、676物質が見直し後の管理化学物質の全体の数といった形になってございます。

それから、あとは参考資料として11ページ以降でございますが、現時点での、まだパブコメがされた状態での政令案を載せております。11ページから18ページにかけては第一種指定化学物質の候補でございます、19ページ以降は第二種指定化学物質の候補ということでございます。

参考までに、一番右側には現在の法や条例での対象の区分を掲載した形でございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

そうしましたら、ただいまの府独自指定物質の見直しについての説明について御意見等がございましたら、また挙手をお願いいたします。

では、私から少し確認というか、させていただきたいんですが、まずは府のほうでもともと決められていた。どの表、どれを見たら一番分かりやすいかな。スライド10で、第一種管理物質で府独自指定物質24あったというものから、16は除外されまして、こういうことになっているんですが、これは当時、府のほうで決めただけでも、国のほうの新しい知見によるとそれは外されたから、府も16の物質を外しまして、こういう理解でよろしいのでしょうか。

【事務局（窪田総括）】 はい、そのとおりでございます。国のほうの化管法の物質見直しの中での検討におきまして、この24物質も検討の母集団には含めた形で最新の知見に基づく検討が行われたと、そういうことでございます。

【近藤部会長】 分かりました。じゃ、国のほうでも含めて検討した結果、外されたと、こういうことですかね。

【事務局（窪田総括）】 はい。

【近藤部会長】 分かりました。

ほか、いかがでしょうか。何かございませんでしょうか。

水谷先生、お願いします。

【水谷委員】

同じ10枚目のスライドで、下のほうにスターで物質数のカウントに関して、類似物質を物質群として指定して、ちょっと変わったように見えていますという記述がありますが、具体的にはどんなものがまとめられているというようなのは分かりますでしょうか。

【事務局（窪田総括）】 すいません、説明をしていませんで申し訳ございません。

これですね、具体的に言うと右側に見直し後の物質ということで、特に右の上のほうですね、幾つか矢印でもって数字が682から676になっていたり、その下の第一種管理化学物質では523から517になっていたりといったところでございますけれども、これについての注釈といった形になってございます。

というのが、この矢印の前後の数字、前半の数字は国の化管法の見直しにおける中央環境審議会の答申ベースの数字でございます。その右側が、それを踏まえて政令案といった形でまとめたときの数字でございます。

具体的な例で申し上げますと、例えば鉛とかなんですけれども、現在の化管法の対象物質としては、鉛というのと鉛化合物というのが2つの別の物質といった形で示されておるんですが、それで、鉛は通常の第一種指定化学物質、鉛化合物はさらに毒性の強いものと

して特定第一種指定化学物質に指定されているといったことで、鉛と鉛化合物は別物として指定されているんですが、今回の見直しによって、鉛も通常の第一種から特定第一種に格上げされたといったことになります。その結果、答申の時点で2つの物質として答申がされていたんですが、政令の案ではそれが1つのものとして、鉛及びその化合物という形で指定が、指定というか、そういう項目として出されておまして、そういったものが何種類かございまして、幾つか数が減った形になっていると。ただ、答申ベースと物質そのものの範囲は一切変わらないといったこととさせていただきます。

以上でございます。

【水谷委員】 国のほうでそういう形に示されたということで、府で今回データをまとめたということではないということですね。

【事務局（窪田総括）】 はい、そうです。

【水谷委員】 分かりました。ありがとうございました。

【近藤部会長】 ありがとうございました。

ほか、何かございませんでしょうか。よろしいでしょうかね。

それでは、この管理化学物質の見直しの方向性については、ここで示された案のとおりで部会の見解にしたいと思えます。ありがとうございました。

では、また議題が変わりまして、次は議題（1）の③の流入車規制について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

【事務局（北川総括）】 環境保全課の北川です。よろしくお願いいたします。

私からは、資料3の流入車規制の関係につきまして御説明をいたします。

こちらの流入車規制の関係につきましては、1月の部会で論点を大きく3つ整理いただきました。

1つ目の論点でございますけれども、広域的なものとしまして、NO₂のゾーン内の測定局のさらなる改善への影響ということで、こちらにつきましては前回の部会で御検討いただきまして、流入車規制を廃止した場合でもゾーン内にある8局の濃度低減傾向の維持に支障は生じないということをお審議いただきました。

今回は、残る2つの論点としまして、論点②では局地汚染のさらなる改善への影響、論点③では、こちらは前回、部会長からも改めて御指摘がございましたけれども、電動車普及による削減効果について御検討をお願いしたいというふうに考えております。

それでは、2ページ目ですけれども、まず局地汚染の関係からでございますが、検討の

概要としまして、濃度の高い交差点において流入車規制を廃止した場合のNO_x、PMの排出強度を試算し、現状の排出強度と比較することにより局地汚染への影響を検討するというので、ここで排出強度という考え方を用いまして、こちら、下線に示しますとおり1キロメートル範囲の年間の排出量というもので、局地の指標として単位はキログラム／キロメートルというものを定義しまして、流入車規制を廃止した場合にどれだけこの排出強度が増加するののかというのを試算、検討しております。

試算方法については、図1-1のフロー図を見ていただきますと、対象交差点に関しましてはまた後ほど御説明いたしますが、対象交差点における様々な走行データから、まずはベースとなる2019年度の車種別の交通量や排出強度について算定しまして、それをベースにして、流入車規制を廃止した場合については三重県の非適合率を用いて、非適合車がまず何台増えるかというのを試算します。それから次に、非適合車と適合車の排出係数を用いまして、どれだけ排出強度が増加するかというのを試算しております。

この試算に当たっての具体的な条件設定については3ページ目のところになります。

まず、交差点と調査地点を図示しておりますけれども、交差点については簡易測定の結果で濃度の高い地点としまして、大和田西交差点、弁天町駅前、住之江公園前、この3か所を選定しまして、その交差点前面の一般道路を対象として、交通道路センサスを実施している地点を、図に示しますようにaからfまでの6地点を調査地点として設定しております。

次に、4ページ目の表の1-1には、流入車規制を廃止した場合の非適合率の設定としましては、論点①の検討のときと同じように、流入車規制を独自に実施していない三重県の非適合率を用いまして、今回は車種別に細かく設定をさせていただきますと、それぞれの車種で非適合車が何台増加するかというのを試算しております。

試算結果につきましては、表1-2のところには2019年度の現況の結果としてお示しておりますけれども、各道路の6地点の断面交通量、排出強度、それから、括弧内ですけれども、大型車の割合を示しております。

ここで排出強度については、見ていただきますと単純に交通量に比例するというものではなくて、例えば大和田西の2つの道路を見ていただきますと、交通量は4倍程度の差があるんですが、排出強度のほうは交通量の少ない大阪池田線のほうが高くなっているということになっております。

この要因としては、排出係数の大きい大型車の混入率が高いという点や、こちらの道路

は2車線ということで、旅行速度の違いということが出てきますので、旅行速度が遅いと排ガスが増えるといった要因もありますので、そういったことも影響しているのではないかとこのように考えております。

続いて、流入車規制を廃止した場合ですけれども、次の5ページのところに表1-3で結果をお示ししておりますが、規制なしという欄が規制を廃止したことによる影響を試算したものになります。それで、先ほどの2019年度の排出強度は規制ありという欄になりますけれども、この規制なしと規制ありとの差の増加量とその増加率というのを、増加率については括弧書きでお示ししておりますけれども、例えばNO_xのほうについては最大でも1.0%ということで、その変化量は小さいものとなっております。

一方、PMのほうですけれども、増加率は最大で12.6%増加する地点というのがございまして、NO_xの結果よりも高くなっているんですけれども、これを濃度に換算した値につきましても、その表の下に米印の2のところで換算方法を記載しているんですけれども、府域の自排局の平均値と自動車からのPM排出量との相関を用いて試算しますと、最大で2.9×10のマイナス6乗ミリグラム/立米という結果となりまして、濃度の増加量としてはごく小さいものとなっているという結果になってございます。

また、下の円グラフのところを見ていただきたいんですけども、自排局における発生源寄与割合の推計がございまして、PMについては自動車からの寄与割合が17%と小さいという結果も考え合わせますと、流入車規制を廃止した場合における局地汚染への影響は軽微であるというような考察をさせていただいております。

続きまして、6ページ目、電動車普及による削減効果の論点③のところになりますけれども、電動車に関しましては、大阪府では3月に策定した地球温暖化対策実行計画におきまして、後ほど説明いたしますが、乗用車の販売ベースで高い目標を掲げておりまして、現在、温暖化の部会におきまして普及のための制度の在り方や様々な方策などについて検討を行っているところとございます。

今回、本部会での検討概要につきましては、NO_x、PMの削減にも効果があるという観点で電動車普及による効果がどれぐらいあるのかというのを試算しまして、流入車規制の効果と比較するといった形の検討をお願いしております。

試算方法については図2-1のフロー図を見ていただきたいんですけども、CO₂の将来の削減量というのは既に実行計画において試算しておりまして、その削減効果量を基にNO_x、PMへ換算するという形で考えておりまして、その換算方法については、これま

での削減実績量それぞれのCO₂、NO_x、PMの値を用いて換算係数をまず求めて、それを使って将来の削減効果量を出しているんですけども、このときに電動車の車種が多い乗用系に着目して今回は試算を行っております。

それで、結果のほうなんですけれども、まず削減実績のほうから見ますと7ページの図2-2のところになります。こちらはCO₂のほうなんですけれども、こちらにはこれまでの排出量の推移を示していますが、近年横ばい傾向となっております。足元では2019年度は前年度より増加しているという状況でございます。その排出量は5,646、単位は千トンとなっております。

2009年度からの削減量につきましては、車種全体では1,185千トン、車種別では、乗用系のところなんですけれども、棒グラフのグレーの部分になります。998千トンの削減ということで、こちらが全体の約8割を占めている状況でございます。

次に、NO_x、PMのほうなんですけれども、図2-3のグラフは各効果別の削減量の推移を示しておるんですけども、こちらについては毎年、総量削減計画の進行管理調査におきまして一定条件の下で推計しているものでございます。このうちのエコカー普及促進によるものは、NO_xでは2,185トン、PMでは68トンの削減量となっております。

次のページ、8ページ目の上の図2-4のところにはエコカーのみの削減実績を抜き出してクローズアップして掲載しておりますけれども、こういった形で年々エコカーの普及が着実に進んでいると、削減量から見ても分かる状況でございます。

その下の表2-1には、これまでの削減実績のまとめとしましてCO₂とNO_x、PM、3項目について車種別に整理したものを並べてお示ししておりますが、このうちCO₂については効果別に試算したものがございませんが、乗用系については大部分はエコカー普及によるものと考えられますので、乗用系に着目いたしまして、次のページ以降、将来の試算であるとか論点の検討を行っております。

将来の試算については9ページからになるんですけども、まずCO₂のほうからですが、表2-2の温暖化の実行計画で掲げた取組指標、こちらを載せておりますけれども、これらを達成した場合について既に試算した結果というのはございますので、表2-3のところの表の一番下にお示ししておりますが、電動車の普及による削減効果量は2030年までに、こちらも乗用系だけなんですけれども775千トンという試算となっております。

それから、次、10ページ目になりますけれども、こちらにはNO_x、PMのほうの試算を載せておりまして、今回新たに試算する部分になります。

まず、表 2-4 のところでは換算係数を求めていまして、それぞれ実績値を比較することで出した NO_x の換算係数は 1.47、PM は 0.046 という値になっております。

この係数を使って、表 2-5 のところで換算結果というのをお示ししてはいますが、電動車の普及による削減効果料については、NO_x では 1,139 トン、PM では 35 トンということで、2030 年までには大きな削減効果が期待できる結果というふうになっております。

流入車規制の効果との比較につきましては、表 2-6、一番下の表のところでは前回論点①で試算したものを示しておりますけれども、流入車規制を廃止した場合の NO_x の増加予測値というものは最大でも 82 トン。これは年々小さくなっていくという試算をしておりますけれども、これに対して電動車普及による削減効果というものは将来的に大きなものになっていくということが期待されております。

PM については、表 2-5 のほうに戻るんですけども、電動車普及による削減効果量 35 トンを濃度に換算した値について考察しますと、自排局平均値に対して 4.6% 相当になりまして、NO_x の 5.4% と同程度の効果があるというふうに見られますので、PM についても、電動車普及による効果というものは流入車規制を廃止した場合の影響以上の効果が期待できるというふうに考えております。

以上で、最後 11 ページのところでは各論点のまとめとして整理してはいますが、まず論点①につきましては、前回議論していただいたところですが、令和 7 年度にゾーン内の測定局が存在しなくなると予測いたしました、流入車規制を廃止した場合でも NO₂ の濃度上昇は十分に小さいため、濃度低減傾向の維持に支障を生じることはなく、全局がゾーン以下となる達成時期に影響はないというふうに考えられます。

論点②につきましては、排出強度の検討を行いましたところ、濃度の高い交差点において流入車規制を廃止した場合の排出強度の増加率が NO_x では十分に小さかったという点と、PM については 12.6% 増加する地点も見られましたが、濃度の増加量としては十分に小さいなど、流入車規制を廃止した場合における局地への影響は軽微であるというふうに考えられます。

最後の論点③のところですが、電動車普及による将来の削減効果については、流入車規制を廃止した場合の NO_x の増加予測値を十分に上回っており、PM も NO_x と同程度の削減効果があると推測できることから、電動車普及による効果は流入車規制を廃止した場合の影響以上の効果が見込まれるというふうに考えられます。

以上の各論点の検討結果を踏まえて、結論としましては、流入車規制を廃止し、自動車からのNO_x、PM排出量の削減効果が大きい電動車の普及施策を積極的に推進していくことが適当であるというふうに、部会の見解の案として記載をさせていただいております。説明は以上でございます。

【近藤部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、流入車規制の説明でしたけれども、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

松井先生、お願いします。

【松井委員】 ちょっとお伺いしたいのが、将来のCO₂推計のところの計算方法のところで、減った車の台数に、その車の台数が吐き出すであろうCO₂の原単位を掛けて計算したというのでよかったですか。ちょっと今、そのところの計算過程の詳しいところがまだ理解できてなくて、すいません。

【事務局（北川総括）】 CO₂の将来の推計のほうになりますでしょうか、御質問はどちらの表になりますか。

【松井委員】 表2-3ですかね。2-3とかに2029というのが出ていたりする分ですよね。それで、恐らく乗用車のうちX割、例えば10割とか9割とかが電気自動車に書き換わるので、その分ガソリンが減少するから、それ掛ける原単位のCO₂が減ったという計算で合っていますか、理解は。

【事務局（北川総括）】 はい、概ねそのとおりでございまして、まず2030年までに自動車がどれだけ代替するか、替わっていくかというまずボリューム感、台数を出しまして、その台数のうちで、販売台数に占める割合が最終的に2030年までに例えば10割になるということで、線形でどんどん増えていくと、電動車が増えていくというふうに想定しまして、電動車が最終的に何台増えましたということで、その増えた台数について排出量、原単位が減りますので、その原単位を積み上げて削減量を出しております。

【松井委員】 分かりました。ありがとうございます。

もう1個質問で、その原単位というのは直接燃焼の原単位だけじゃなくて、電気自動車側の電気を給電するときの奥にある原単位ですよね、そこを使っているという理解でよかったですか。

【事務局（北川総括）】 Well to Wheelで出しておいて、先生がおっしゃるとおり、電源から出る排出量も加味して出しています。なので、関西……。

【松井委員】 加味しているのは、L C A的な観点を持ったということですね。

【事務局（北川総括）】 はい。関西電力の排出係数を使って、そのW e l l t o W h e e lでその部分も加味して削減量を出しております。

【松井委員】 分かりました。非常に重要な計算をやっていただいて、すごくよかったですと思っています。排出量規制よりも、特にそっち系の電気自動車系の普及のほうが本質的だというのが論点③ですかね。

【事務局（北川総括）】 そうですね。はい。

【松井委員】 まさにこれは非常に重要なメッセージだと思いましたので、どうもありがとうございました。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

松井先生、よろしいですか。

【松井委員】 ありがとうございます。

【近藤部会長】 そしたら、島先生、お願いします。

【島委員】 島です。よろしくお願いします。

5 ページの表 1 - 3 にあります「(参考) 濃度換算」というところと、米印の 2 の右側にある図について、ちょっとよく理解できなかったものですから、もう少し御説明いただけるでしょうか。

【事務局（北川総括）】 この換算については便宜上やらせてもらっている部分もあるんですけども、まず、府域全体のPMの排出量、NO_xの排出量というものをそれぞれの各年度で算定しています。それに対応するそれぞれの年度の自排局の平均値、NO₂であったりS PMの平均値、これはNO₂ですと長期評価値ということで98%値、S PMですと2%除外値になりますけども、それぞれ各年度に対して排出量と濃度が出ます。それを10年ぐらいのスパンでプロットして出したものが、そちらの米印の2の右側のグラフになります。このグラフの傾きから濃度の換算を行っているということです。

【島委員】 このグラフの横軸は排出量ということでよろしいんですか。

【事務局（北川総括）】 そうですね。横軸が排出量で、縦軸が濃度の関係になっていて、1キログラム増えるごとに濃度がどれだけ増加するかというのがこのグラフの傾きから出てくるといことになります。

【島委員】 ありがとうございます。ちょっと細かいことになりましたけども、表 1 - 3 の上にある説明の部分で、PMについて最大で12.6%増加する地点があるというのは、

表でいうと大阪臨海線のところになりますよね。

【事務局（北川総括）】 はい。

【島委員】 その増加量に対する濃度換算値が最大で2.9%ということですが、PMの増加割合と濃度換算値が一致していないようです。

【事務局（北川総括）】 してないですか。

【島委員】 濃度換算が一番多いのが2.9は間違いないんですけども、増加率との対応が分かりにくいなと思いました。ちょっと書きぶりを検討していただければ。

【事務局（北川総括）】 そうですね。書きぶりをもう少し分かりやすく。

【事務局（田村補佐）】 ここはちょっと確認します。

【島委員】 だから、増加率で書くよりも増加量で書いたほうがよいのでは。

【事務局（北川総括）】 そうですね。増加量ですね。先ほどのグラフ、繰り返しになりますけれども、横軸が排出量になって縦軸が濃度になりますので、この傾きから1グラム当たりの濃度がどれだけ増加するかというのが分かります。それで、先ほどの増加量から濃度に換算している部分になりますので、もう少し分かりやすく表現を。

増加率で説明したのがちょっと誤解を招いたと思いますので、増加量のほうで換算したところという形に分かりやすく記載を変えたいと思います。

【事務局（田村補佐）】 そうですね。62キログラム／キロメートル増加している地点が2.9ですね、換算すれば。

【島委員】 はい、そう書いていただいたほうが……。

【事務局（北川総括）】 分かりました。御指摘ありがとうございます。

【島委員】 あと、もう1点よろしいでしょうか。最後の11ページの検討結果の論点①にありますNO₂濃度の上昇の0.000098ppmというのが、これは本文ではどこを見ればいいのか。

【事務局（北川総括）】 申し訳ございません。参考資料の3-1を配付させていただいているかと思いますが、前回3月の部会で論点①の検討をいたしましたので、その概要を資料の3-1に載せさせてもらっていきまして、資料の3-1の2ページ目の最後の結果の表のところその数字が載っております。

【島委員】 分かりました。ありがとうございます。

【近藤部会長】 島先生、よろしいですか。

【島委員】 はい、ありがとうございました。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

ほか、何かございませんでしょうか。

ちょっと私、これでいいと思うんですけども、多分CO₂の削減計画の試算というのが2030年なので、国の政策26%を受けてやっている分だと思うんですが、ちょっと変わりましたよね。そこら辺、変わると、ここは変わるんでしょうか。府としては変わっていくことを考えているんでしょうか。それとも自動車はあまり変えられないとか、どうなんでしょうか。

【事務局（田村補佐）】 温暖化対策実行計画のほうなんですけども、現在40%削減ということで府域のほうで掲げていまして、国のほうが46と言ってきましたので、6%の差はあるんですが、その積算のところで、エネルギー政策課のほうで計算した際に国の取組を先取りする形で40%でつくらせてもらっていますので、その内訳なんかもちょっと見ながら、今後の数値を変更するかどうかというのをまた議論するというふうにエネルギー政策課のほうで考えていることは聞いておりますので、そこも踏まえて、国のほうの計算の精緻な積み上げなんかもどうしているのかというのが見えてきた段階で、我々のほうもどういうふうに対応するべきかというのを考えていく形になるのかなと思っております。

【近藤部会長】 分かりました。取りあえずこれはこれで、もうちょっと新しい政策が出てきたら、それに対応するというところでよろしいですかね。

【事務局（田村補佐）】 そうですね。

【近藤部会長】 分かりました。ありがとうございます。

それ以外、何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、島先生のほうから文章をもう少し分かりやすくしてくださいということで、その点は御修正いただいて、方向性についてはこの案のとおりで部会の見解にしたいと思うんですが、よろしいでしょうか。よろしいですかね。反対意見は特にございませんでしょうか。

分かりました。じゃ、部会の意見とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、また次、議題が変わりまして、議題（1）の④の騒音・振動分野についてということで、また事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

【事務局（辻井総括）】 事業所指導課騒音振動グループの辻井です。

私からは、資料4-1、条例によるスケルトンバケットの騒音規制について御説明をいたします。

まず、1の(1)のスケルトンバケットを使用する作業から発生する騒音の状況についてですが、前回3月に開催されました検討部会におきまして、スケルトンバケットを使用する作業から発生する騒音の調査結果について御報告しました。その結果は、建設機械から7メートル離れた位置において騒音レベルは約90デシベルでした。一方、府条例におきましては、著しい騒音を発生する作業を特定建設作業として規制しておりまして、その選定に係る判定基準は建設機械から7メートル離れた位置においておおむね85デシベルとなっています。したがって、スケルトンバケットを使用する作業から著しい騒音が発生すると考えられます。

これを受けまして、1の(2)でスケルトンバケットの騒音規制の見直しの方向性の案をお示ししています。

破線で囲んだ箇所を御覧ください。

まず、アタッチメントをスケルトンバケットに換装したショベル系掘削機械を使用する作業を条例の騒音規制の対象とするのが適当ではないか。また、当該機械の規模要件については、既に条例の騒音規制の対象としているショベル系掘削機械を使用する作業では、原動機の定格出力が20キロワットを超えるものに限るとしておりますことから、同様の要件とするのが適当ではないかとしております。

次に、2ページからは、スケルトンバケットを使用する作業から発生する騒音の対策について、考えられる対策を幾つか順に御説明します。

1つ目は、発生源から敷地境界線までの十分な距離の確保、遮音壁等の設置という対策です。

受音点における騒音レベルは発生源からの距離の2乗に比例して低下していきますので、発生源から敷地境界線までの距離をできる限り長く確保するよう、作業を行う位置を考慮することが対策となります。

また、遮音壁や防音シートを敷地境界線に設置することにより、敷地境界線における騒音レベルを低下させることができます。なお、遮音壁や防音シートを設置しましても、発生源を見渡すことができる位置では残念ながら遮音壁や防音シートの効果はほとんど期待できないこととなります。

次に、3ページに進みまして、2つ目の対策としまして、バケットのブラケット部とアームの隙間の解消があります。

図1の丸で囲んだ箇所を御覧いただきまして、油圧ショベルはエンジンや運転台がある

本体から前方にブームが伸び、さらにアームが下向きにつき、その先にバケットがついています。バケットとアームは2本の金属製のピンを介して連結されています。

4 ページに進みまして、表 1 を御覧ください。

この表は油圧ショベルのピンの直径とアームの幅を示したものでして、この例ではピンの直径は各メーカー同じですが、アームの幅はメーカーにより微妙に異なっていることが分かります。油圧ショベルのメーカーは純正のバケットを供給していますが、バケット専門のメーカーも存在しており、アームの幅とバケットのブラケット部の幅が異なる状態で接続される可能性があります。バケットのブラケット部とアームに隙間がある状態で使用しますとバケットが横振れし、金属同士の衝突音が発生します。

隙間を解消するためにドーナツ状のシムと呼ばれる部品があり、様々な厚さのシムが製造されています。図 2 では、右側にアーム、左側にバケットがあり、矢印の箇所、2か所の隙間にシムを挿入します。

シムは一般にスチール製ですが、次の5ページの図4のように樹脂製の製品もあり、衝突音をさらに低減することが可能と考えられます。

③としまして、日常の点検ということで、ピンの直径方向の隙間に関しましては、使用に伴い摩耗や変形が生じますので、日常の点検を行い、適切な時期に修理や部品交換をする必要があります。

3つ目の対策としまして、低騒音のスケルトンバケットの採用があります。

次の6ページを御覧いただきたいんですけども、①としまして、油圧モーターによりバケットを揺らすものがあります。通常のスケルトンバケットは運転者が手元のレバーを頻繁に動かして油圧シリンダーを出し入れし、バケットを揺らすのですが、この図5の製品は、写真の緑色の部分から手前に突き出した灰色の部分油圧モーターでして、これにより滑らかにバケットを揺らす構造となっています。

また、②としまして、その下の図6、また、次のページの図7にありますように、スケルトンバケットのスクリーン部分を別の部品にして、スクリーン部分のみを油圧モーターで揺らす構造のものであります。

この①と②のスケルトンバケットは通常のスケルトンバケットよりは高価ですが、運転者はペダルを踏んでいけばよく、運転者の負担が少ないというメリットもあります。

③としまして、図8にありますように、バケットを揺らすのではなく、筒状のスクリーンで対象物をすくって、スクリーンを油圧モーターで回転させてふるい分けを行うという

トロンメルバケットがあります。これはスケルトンバケットとは異なる種類のアタッチメントとなります。

その下の丸をつけました見出しのところですが、建設業者が建設機械を自社で保有せずレンタルで調達する割合は、建設工事の減少もあり、近年では半分を超えていると言われております。そこで、主要なレンタル業者の製品カタログを参照しましたところ、②のスクリーン部分のみが揺れるバケットと③のトロンメルバケットが取り扱われている場合が多いということが分かりました。

最後に参考資料としまして、8ページに油圧ショベルの例をお示ししています。

①から④に向かって規模が大きくなっています。条例では定格出力が20キロワットを超えるものを規制対象としており、①は規制対象外、②から対象となります。車がやっと1台通れるぐらい細い道路でも作業することができる、いわゆるミニショベルのうち、大きめの機種から条例の規制対象となっています。騒音規制法では定格出力が80キロワット以上のものを規制対象としており、④は定格出力の点では対象となりますが、この機種は低騒音型建設機械の指定を受けていますので法の規制対象外となり、代わって条例の規制対象となります。

もう1つ参考資料としまして、次の9ページにスケルトンバケットを使用する作業の騒音の周波数特性について、府が測定調査を行った結果をお示ししています。

黒丸はバケットにコンクリートがらと土砂を入れてふるい分け行った場合、白丸はバケットを空にしてふるい分けを行った場合でして、それぞれ3回の測定値の平均です。バケットを空にしても、ほぼ同じ周波数成分の音が出ていることが分かります。なお、200ヘルツでは成分が異なっていますが、これはコンクリートがらがバケットに衝突する際の音の成分と思われます。

資料4-1の御説明は以上です。

【事務局(水間補佐)】 続きまして、資料4-2を御覧ください。よろしいでしょうか。

騒音振動グループの水間と申します。よろしく申し上げます。

それでは、人の声など制御の難しい騒音への対応など、指導が難しいケースについての規制の方向性(案)について御説明させていただきます。

まず1番に、令和2年2月の第1回検討部会でお示しをした現行制度の課題と論点(案)を再度記載しております。そのときは、昼間における喫茶店でのカラオケ営業など営業形態の変化や、人の声など制御の難しい騒音への対応など、指導が難しいケースが生じてお

り、市町村からマニュアルの整備等を求められているという課題に対しまして、論点(案)として、このような指導が難しいケースについての規制の方向性ということをお示ししております。

次に、2に参りまして、平成2年10月の本検討部会において、騒音・振動分野における苦情等の状況を説明し、その中にこの課題に関する内容も含まれておりました。

まず前提といたしまして、工場・事業場については法や条例の規制基準が適用されるため、届出施設を有しない事業場におけるスピーカーからの音声などについても指導対象となります。また、一方、日常生活における騒音、いわゆる生活騒音には、後ほど御説明しますが、条例で府民への配慮規定は設けておりますけれども規制基準は適用されないので、いわゆる行政の指導の対象にはなりません。

次に、(1)に示す、届出施設等を有しない、その他事業場に起因する苦情の状況について、御説明します。

騒音については3か年の合計が984件、約1,000件ありまして、そのうち上位3位まででその6割を占めており、ここに示しますように呼び込み、客の騒ぎ声など、人の声によるものが2番目に多くなっております。これ以外では、件数は少ないですが、太鼓の音とか屋外作業場の騒音などの例がございます。

また、振動については、ここでも苦情の件数は少ないですが、ダンス、フィットネスクラブなどの騒音の例がございます。

(2)に、日常生活における騒音について、苦情、いわゆる生活騒音の苦情が市町村等に寄せられることがあり、過去3年間で、ここにお示しする上位3位までで300件近く、合計としては384件の苦情が寄せられているということをお説明いたしました。

次、裏に参りまして3番です。

このようなことを御説明させていただき、委員の皆様からは、規制型はなじまないと思うので、マニュアル型、情報型など、チャレンジできればよい。近隣騒音、生活騒音について解決された優良事例やうまくいった対策はたくさんあり、それを大阪府が統合的にデータベース化するとか、知識を集約して共有できるような役割を担ってほしいというような御意見をいただいております。

続きまして、4に参りまして、これらの課題に対するこれまでの府の取組をお説明します。

まず、大きく4点ほどお示しをしています。毎年、市町村の研修会を府が主催しており

まして、そのときに、ここにありますように、府のマニュアル等を用いてこのようなケースに対応するときの留意点等を府のほうから説明をしたり、また、市町村の方が集まられるので、市町村の方に対応した事例を御説明いただき、意見交換などを実施しております。

また、3つ目のポツですが、幼稚園、保育園等の子供施設における騒音等の苦情が社会的な問題となったことから、平成29年1月に、これらの施設を開設、運営する関係者を主な対象者にした子ども施設環境配慮手引書を公表し、今、活用を促進しております。この手引書の概要については、参考資料として3ページに添付しております。

また、先ほど申しましたとおり、生活騒音に関しては規制基準は適用されないと申しましたが、ここに、資料の囲みにありますように、生環条例の102条に府民への配慮規定を設けており、これに関してリーフレット等による啓発を実施しております。

また、昨年度、コロナ禍により在宅率が高まったことから、生活騒音への配慮をまとめた動画を作成し、大阪府の公式チャンネルに投稿いたしました。

続きまして、5に参りまして、部会で意見をいただいたような優良事例やうまくいった対策については先ほど御説明した府や市町村における事例がありますけれども、なかなか数が少ないので、ほかにどのようなものがあるか調べましたところ、公害等調整委員会事務局が毎年全国の苦情処理の実例をまとめた公害苦情処理事例集というのがございまして、最後の4ページにこの事例集の概要を記載しております。

4ページを御覧いただけますでしょうか。

平成29年度から、このように表形式のインデックス部を充実させて、その後に文書で要旨や経緯が記載されるような形になっております。このインデックス部には、基本、騒音関係だと騒音規制法だったり、各都道府県の条例が根拠条例とありますけれども、例えば廃棄物処理処分場であれば廃棄物処理法とか関係法令も掲載されておまして、苦情を受けたときにどのような法律が関係するののかということも参考にできるようにしております。

資料に戻っていただきまして、ただし、先ほど申しましたように、府や市町村における対応事例や過去の公害等調整委員会の事例について、市町村の職員の方が参考としようとしても、先ほど申しましたインデックス部は充実できていますが、事案の中身を一々確認する必要があり、適当な事例を探すことが難しいというような課題がございます。

最後、6番です。まとめになりますけれども、この課題に対する方向性（案）として次のとおり考えられるとしております。

(1) 事業場等に起因する騒音。事業場等に起因する騒音について、条例によりさらなる規制を設けるのではなく、府はこのような指導が難しいケースに関係する対応事例等を収集し、事例の概要、対応の経緯、対策の内容など、市町村が対応する際に参考としやすい形に整理した上で、市町村と共有できるようにするのが適当ではないか。

(2) 生活騒音につきましては、これらの対応事例には生活騒音に係る事案も含まれるため、府は同様に収集・整理し、市町村と共有し、市町村が対応される場合に参考にできるようにするのが適当でないかというふうにまとめております。

なお、これらの事例を整理する際には、実際に利用し、また、新たな事例について提供いただく市町村と十分意見交換しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上で、資料4-2の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【近藤部会長】 ありがとうございました。

大きく2つの御説明でしたけれども、どちらでも結構ですので、御質問、御意見等がございましたらよろしくお願いします。挙手のほう、よろしくお願いします。

石川さん、お願いします。

【石川委員】 今、スケルトンバケットの騒音低減方法がいろいろあるということで、よく分かったんですが、業者への周知なんかはどんな方法がされているんでしょうか。建設機械のレンタル業者とかそういうところが、そういう低減方法とかを借りる業者のほうに何か教えたりとか、そういうことをされているんでしょうか。

【事務局(辻井総括)】 現状ではレンタル業者と特に連携というのはしてないんですけども、今後、もし、先ほどお示しした方向性の案のとおり新たに規制するということがなれば、レンタル業者とも連携をして周知をしていきたいと思っております。

【石川委員】 分かりました。ありがとうございます。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

ほか、どうでしょうか。何か御意見はございますでしょうか。

松井先生、お願いします。

【松井委員】 大阪大学の松井です。

まず、資料4-1のほうでお伺いしたいことがありまして、3つぐらいあります。

1つ目が、従来製品に対して高価、高いことが多いというのが6ページ目に書かれていたと思うんですけど、具体的にどれくらい高いかというのは何か参考情報ってありますか。費用対効果の観点からの有効性みたいなのをちょっと考えてみたかったのでお聞きしてい

ます。これが1点目ですね。

2点目なんですけども、7ページの③のところのトロンメルバケットはスケルトンバケットとは異なるから、これは違う枠組みになるということなんですかね。スケルトンバケット等の規制の話をしているので、トロンメルバケットというものは大分音が静かなのかという、この辺りの情報を少し教えていただきたいというのが2点目です。

3点目は、今、石川委員と同じことなんですけども、レンタル段階で何か借りる人にインセンティブをかけるような取組というのができないかなど。すごく発生源対策としては有効だと思うので、何かその辺のアイデアをもしお持ちならお聞きかせくださいというのが3点です。まず4-1に関して1回、戻させてください。

【近藤部会長】 じゃ、事務局からお願いします。

【事務局（辻井総括）】 1つ目の御質問に関してなんですけども、メーカーの話を聞いたところでは従来品よりも数倍価格が高いというふうに聞いております。具体的には、従来型のスケルトンバケットですと数十万円程度するんですけども、それが200万円を超えとかいうぐらいの価格差があるというふうに聞いております。

2つ目の御質問についてなんですけども、トロンメルバケットの場合は回転力によって、振り分けをするということで、従来型のスケルトンバケットのように往復運動ですと衝撃が発生しますので、それに比べると音は小さいであろうというふうに定性的に考えられます。

3つ目のレンタルについてなんですけども、レンタルの場合も、先ほど1つ目の御質問の関係でお話ししましたように、やはり従来品に比べますとレンタル価格は高めになるということなんですけども、それを使うことによって規制基準が守られるということであれば望ましいことですので、その辺り、具体的にインセンティブというのは今の時点では思い浮かばないんですけども、何らかのことができないかというのは今後考えていきたいと思っております。

【松井委員】 ありがとうございました。

思ったより高いということで、ちょっと積極的に。だから、ある意味では個々の業者さんがそれを御自身の各会社で買って、その静穏バージョンをですね、そういうのがすごくしんどそうだなというのが理解できました。だとすると、やっぱりレンタルのところでお使いになる方が積極的に選択できるような何か情報開示はすごく大事だろうなというのが、意見としてあります。ありがとうございました。

4-2も1点だけ質問させてください。4-2のほうで、参考資料の後ろのほうですね、参考資料3ページですかね、子ども施設における苦情・トラブルの内容というのをこの図表、このときはこのページに行って対策を考えてくださいというのが見えていると思うんですけど、僕、これを読んでみたんですけど、音の発生の原理とか、それがなぜ子ども施設から出てくるのかとか、それを地域として子供の育成を支えながら騒音を防ぐためにはみたいなのがいろいろ書かれていて、非常にクオリティーの高い手引書だと拝見しました。だから、これはぜひ積極的に共有していただけたらすごくいいなというのがあります。

その一方で、その前のページの生活騒音の動画のやつが4ポチのところに府の取組ということが書かれているんですけども、こっちのほうがちよっと実はちよっと面白おかしくしているような感じの動画で、子供の手引書バージョンの生活騒音版みたいな形で、こういう音が聞こえたら、こういう原因だから、こういうふうな対策があるんだよというの、その生活騒音バージョンが出来たほうがいいんじゃないかなというのが素朴な思いなので、この辺、作られたり、今じゃないとは思うんですけど、作られたりしないでしょうかというコメントです。お戻しします。

【事務局（水間補佐）】 先ほど申しましたように生活騒音については基本的には行政の規制の対象外ということで、その啓発対象ということもありまして、なかなか手引書までは今のところ作成できていません。

ただ、実際に市町村等に苦情も寄せられていますので、今後、検討してはまいりたいと思います。ただ、なかなか難しいというのを御理解いただければと思います。

【事務局（樋口課長）】 あと、よろしいですかね。動画なんですけども、昨年度作成した動画ですが、ちょうどコロナ禍が世間でいろいろ話題になっている中で、いろんな新たな課題が発生しているというのがテレビのニュース等でも話題になっていまして、近隣の騒音であるとかいうのも増えているというふうなことが報道等でもありましたので、タイムリーにということで、若干クオリティーの点で先生から御指摘があった点はあるかと思うんですけども、とにかくまず早急に1回チャレンジしてみようということで、若い職員が自前で作ってくれた動画でもありますので、今これを事業化して全部に広げるのはなかなか難しいところはあるんですが、また今後、検討課題として、御意見としていただきたいと思いますので。

【松井委員】 ありがとうございます。コロナの動画自体は、コロナのちよっとどよんとした雰囲気の中に、ああいう明るい感じで、在宅が増えて、ああいうところをケアし合

うというのが大事だというメッセージはすごく伝わって大変よかったと思うので、それをもう一步超えて、あっちの手引書のほうが。

だから、市の方々が現地に訪れて調停とか仲介に入るステージからの、その対応優良事例みたいなものしかないというのがちょっと。やっぱりもう少し事前段階で、生活騒音をお互い排出している側と受けている側が何かマニュアル的な説明文書みたいなものを読んで、相互理解の中で解決する、その前段階の発生源のところで抑えられるほうが多分本質的だと思うんですね。

だから、その意味でその手引書って、僕自身が公害調停委員会にも参加していて、そういうものに対するニーズってすごく大きいんですよ。音のことを分からないので、その辺の説明文書はないかというのとか、ほかの事例の説明はないかというのは本当によく聞かれるんですね。だから、今ではないとは思いますが、どっかでチャレンジできたらいいなというのがコメントでした。ありがとうございます。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

それ以外に何かございませんでしょうか。よろしいでしょうかね、意見としては。

そうしましたら、2つあったんですが、1つの条例によるスケルトンバケットの騒音規制については、方向性については規制対象にするということで部会の意見にしたいと思いますが、松井先生が言われたように今後普及するというのも少し考えていただければと、そういうふうに思います。

それともう1つ、人の声など制御が難しい騒音への対応など、指導が難しいケースについての方向性についても、案のとおり部会の見解にしたいと思いますけれども、また、松井先生から積極的な御意見をいただきましたので、ぜひ、いいもの、いいマニュアルを作っていただける、これも今後のあれですけれども、作っていただけたらなと思うんです。

こういうような形で進めてよろしいでしょうか、委員の皆様方。

では、こういった形で部会の意見と、見解とさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

それでは、議題の最後、(1)の⑤規制以外の手法について、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

【事務局（樋口課長）】 では、続きまして、最後、議題(1)の最後、規制以外の手法につきまして、事業所指導課の樋口のほうから御説明をさせていただきます。

資料は5-1と5-2を使って御説明させていただきたいと思います。

この規制以外の手法についてですが、これは今回で3回目の御審議をいただくことになります。まず、昨年2月の第1回の部会で、大気、水質といった個別の分野ごとの規制の見直しをこの部会で御審議をお願いした際に、併せて新たに、個別の分野ごとではなくて、分野横断的に規制以外の手法の導入について、導入すべきかどうかということをご提案させていただきました。論点として2つですね。1つ目がそういう規制以外の手法が必要な分野、課題があるのかどうかということが1点目。それから2つ目が仮にそういう規制以外の手法が必要な場合、どういうふうな手法が規制以外の手法として有効か。この2点を論点として御確認をいただいたところでございます。

これを受けまして、今年1月の部会で2回目の御審議をいただきまして、この際には、この2つの論点につきまして、考え方のたたき台ということで、体裁としては、ほかの規制のようにこれまでの施行状況等のデータがあるわけではございませんので、部会報告をイメージした体裁で資料を作成して提示させていただきました。部会のほうから御意見等を伺ったという経過でございます。

本日は、前回の御意見等を踏まえて修正したものが資料5-1のほう、それから、今回ちょっと時間が空いていますので、全体の概要を説明させていただくという趣旨で、概要版として資料5-2を御用意させていただきました。

では、御説明は、まず全体の概要を資料5-2で確認いただいた後、前回からの修正箇所につきまして資料5-1で御確認をいただけたらと考えております。

まず、資料5-2を御覧ください。

2ページ目、論点の1つ目に係ります規制以外の手法の必要性についてですが、ここに考え方の案をお示ししております。

規制以外の手法が求められる課題としましては、①の適正な施設の維持管理の確保、それから、②としましては効率的な環境保全対策への転換、③が規制による環境改善効果が明確でない課題への対応、それから④としまして新たな環境課題への配慮ということで、前回の部会で掲げさせていただいておりました4項目ではございますが、一定、規制以外の手法の導入については、その必要性が認められるのではないかとしております。

続きまして、資料5-2の3ページ目を御覧いただきたいと思っております。

こちらは論点2番目の、どういう手法が有効であるかという考え方をお示したもので、規制以外の手法の導入に当たっての考え方（案）とさせていただいております。

まず、1つ目の「○」で、これまでの規制を中心とした枠組みでは十分な対応が困難な

課題が見られることから、事業者自らの創意工夫による自主的、積極的な取組を行政が促進する方策について検討すべきとしまして、2つ目の「○」ですが、その具体化を検討する際の視点として、さらに次のページの4項目を提案しているというふうに書かせていただいています。

ここで視点という表現を使わせていただいておりますが、これにつきましては個々の取組内容を具体的に条例に規定するのではなく、次のページにお示しします4つの視点を参考に事業として取組を進めていくということを想定しているためでございます。

このため、1つ飛んで4つ目の「○」なのですが、じゃ、条例の改正をどうするのかということなんですけども、個々の取組の詳細を条例に規定しない代わりに、府がそういうことに対して取り組んでいくという根拠について条例に規定しておくということで、言えば言いつ放しにならず、継続的な促進体制を構築することが重要であろうというふうにさせていただきます。

次の4ページには、今、2つ目の「○」で御説明しました4つの視点を記載しております。各項目は先ほどの論点1に係ります規制以外の手法が必要な4つの課題、シートの2枚目で御説明させていただきましたが、それぞれに対応する形で提案をさせていただいているところでございます。

全体の構成はただいま御説明したとおりですので、資料5-1に戻っていただきまして、前回からの修正点について御説明させていただきたいと思っております。

資料5-1を御覧いただきたいと思っております。

前回からの修正箇所につきましては、赤字で下線つきにさせていただきます。

まず、4ページ目。ページがついておるかと思いますが、4ページ目の1番上ですね。これは1つ目の論点に係る規制以外の手法の必要性についての3項目めでございますが、前回の部会で御提案させていただきました資料では、タイトルを「環境基準が未達成の分野への対応」というふうにしておりましたけれども、内部で検討している中で、環境基準の達成の有無だけでなく、より幅広い課題にも対応できるように、「規制による環境改善効果が明確でない課題への対応」ということで、表題を変えさせていただいております。

続きまして、次のページ、5ページ目の上のほうですけれども、2つ目の論点に係ります、規制以外の手法の導入に当たっての考え方の視点の1つ目、(1)の自主的な施設の適正管理の促進に係る記述でございますが、これにつきましては、前回部会で水谷委員のほうから、人と人の接触の機会を減らすという記述をここで書かせていただいていたんで

すけれども、コロナ禍の今はいいけれども、通常の状態に戻ったときに、人と人の接触の機会を減らすという考え方が普遍的な考え方と言えるのかなと、また逆に、人と人が対面で接することの重要性もあるのではないかという御指摘をいただきました。この目的は、工場・事業場へ我々が立入りするに際して、より効率的にそれをやっていくべきという趣旨でもございましたので、その表現を、下の赤いところですが、「テレワークやテレビ会議など新たな社会生活様式への変革と同様、効率的な立入検査による労力の削減」という記述に変更させていただきました。

それから、次の変更箇所、その同じ5ページの下ですが、(3) 関係機関等との連携による対応でございます。

これにつきましては、前回、河井委員のほうから、VOC削減のような課題については、例えばCO₂削減での事例があるように、土木や建築部局とも連携し、それぞれの業界に働きかけることで業界からの新たな提案などにもつながっていくのではないかと、そういうことが考えられないかなというふうな御指摘をいただきました。

これにつきましては新たに項目を起させていただきます、内容につきましては、個々の工場・事業場に対する規制では効果が明確でない項目については、関係業界や関係機関等と連携し、効果的な推進体制の構築や、幅広い層を対象とした啓発などの取組を検討すべきという趣旨での記述を新たに追加させていただいたものでございます。

以上で今回御用意した資料の説明は終わりになりますが、この資料5-1につきましては第1回の部会で確認いただいた2つの論点について考え方の案をお示ししているものですので、本日も御意見等をいただければ、さらに修正を加えながら、次回の部会で部会報告の案としてお示ししたいと考えております。非常に幅広い分野にまたがる課題でもありますので、各先生方の御専門の分野にかかわらず、お気づきの点がありましたら御指摘いただけたらありがたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

事務局からの説明は以上になります。

【近藤部会長】 どうもありがとうございました。

では、規制以外の手法についての説明でしたけれども、御質問とか御意見がございましたら挙手していただければと思います。何かございませんでしょうか。いかがでしょうか。何かございませんでしょうか。

松井先生、お願いします。

【松井委員】 近藤先生、ありがとうございます。松井です。すいません、何回も僕ば

かり。

僕も第5次の環境基本計画にちょっと携わっていたものであれなんですけども、あそこで強く言われたのは、環境分野での問題、例えば気候変動であったり、生物多様性であったり、資源の循環の話であったりというところを、社会課題、例えば人口減少の課題であったり、高齢化もそうですし、貧困層への気候変動の影響が集中するとか、そういう *inequality*、公平性の部分とかと連動して解決することで皆さんの共感を呼んで、単なる規制的に取り締まる問題ではなくて、協働的課題として進めるというのがすごく強く出たわけですよ。

だから今回も、どうせ大阪府としてはSDGs未来都市の件もあるので、特に3の(3)ですね、赤く書かれたところの関係機関との協働というの、これはすごく重要だと思うので、もう少し前に出してもいいのかなという気がします。SDGsの色をもう少しここで強く出して、例えば前半でも、NOx、SOxの減少ってCO₂の減少ともものすごい強いつながりを持っていて、CO₂の減少って実は将来世代の便益とか被害の軽減に直結する、世代間公平性の問題にもすごく直結してみたいな形で、全部つながって、協働的に解く問題ですよ。なので、ここはその観点をもう少し強調できたらいいんじゃないかなというのが、SDGsの観点からの視点です。一番前に持ってきて、協働というのを掲げるというのがいいんじゃないかなと思いました。

以上です。戻します。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

【事務局（樋口課長）】 ちょっと事務局からのコメントです。

今、御指摘いただいた点は我々も重要と考えていまして、先ほどは国の第5次環境基本計画のお話をいただきましたが、大阪府のほうも今年度からですかね、環境総合計画を新たに見直しする中で、この資料5-1にもそのエキスを一部入れさせていただいているんですが、資料の4ページの中段なんですけど、新たな環境課題への配慮という項目がございまして、これ、実は最初に松井委員のほうから、単に規制の話だけでなく、今もおっしゃられたSDGs、あるいは温暖化、生物多様性を含めて、幅広いことに対する取組が必要だろうという御指摘をいただいて加えた部分なんですけれども、ここの1つ目のパラグラフの最後辺りなんですけど、今日の環境課題の解決に関して、「社会的課題や経済的課題などの同時解決と環境・社会・経済の統合的向上という視点が必要である」というのが大阪

府の環境総合計画の1つの考え方の柱になっているところをごさいます、こういうことも踏まえて、ただ、生活環境保全条例ではあるので、どうしても工場・事業場みたいなところへの規制がメインになってくるんですけど、どうしてもやっぱり社会へのインパクトという、工場・事業場というのは、いろんな分野で、単に公害だけでなく、今おっしゃられたようなCO₂であるとか、いろんな分野に対して工場・事業場というのは大きな負担、負荷をかけているというのか、その主要なプレーヤーだというふうに我々は思っておりますので、そういうこの規制の見直しの中でSDGsみたいな視点をしっかり持ってもらいたいという趣旨があって、この(4)を追加したのと、先ほど松井先生から御指摘いただいた、3のほうの(3)というお話もあったんですけども、(4)の先進的な取組事例の広報等というところが、どちらかというところSDGsであるとかESG投資等を含めたことを中心に書いているところではございますので、ここは、今御意見いただいた順番を含めてどういう表現をさらに盛り込むか、次回までにもう少し事務局のほうで検討させていただいて、表現についてはいただいた御趣旨をできるだけ反映できる方向で修正していきたいと思っております。

事務局からは以上です。

【松井委員】 力強い御意見。多分、典型7公害を規制を強化してどうにかするという従来の枠組みを今ここで転換して、生活環境騒音というのは人々のふだんの生活の幸せと直結する問題で、SDGs的であるというのが強く出せる、多分今がチャンスだと思うんですね。だから、全体的にSDGsの文脈に強く寄せて、かつSDGsの一番最後のゴール17の協働とかパートナーシップというのがSDGsの本質でありますので、そこを一番前に出していただく可能性をぜひ御検討ください。ありがとうございました。

【近藤部会長】 松井先生、ありがとうございました。

ほか、何かございませんでしょうか。ほか、よろしいでしょうか。

私も大阪府の環境基本条例に携わっていたので、そういう一文があるのは良いと思う。要はやっぱりこの生活環境条例についても、生活がよくなれば、社会もよくなり、経済もよくなり、環境もよくなりという、そういうような形で大阪府の環境基本条例とうまくマッチングするような書きぶりで、逆にそれがトップで前面に出ているほうが、何か新しいことをやるんだということではないかなという、ちょっとそういう気はいたします。何となく従来型のものを一生懸命引きずっているような多少印象を受けるところもありますので、それをまた御検討いただければと思います。よろしくお願いたします。

【事務局（樋口課長）】 はい、承知しました。

【近藤部会長】 ほか、何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

では、一応、これで、ちょっと幾つか意見が出ましたけれども、もう1回やるということですので、方向性についてはもう1回出てくるということでもよろしいですか。見直すということ。これを見解とせず、もう1回やるということでもよろしいんですか。

【事務局（樋口課長）】 そうですね。ちょっとどの部会になるかあれですが、部会報告の案として、これを修正したものを部会報告の案の中に入れ込んだものを御提示させていただきますので、その際に御確認をいただけたらと思います。

【近藤部会長】 分かりました。じゃ、もう少し文章なりを練っていただいて、一応こういうのをこの委員会で議論したということで、これを部会の見解にしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。どうもありがとうございました。

一応これで2の議題は全部終わらして、では次に、その他で、今後のスケジュールについてということで、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

【事務局（池田（俊）総括主査）】 環境保全課環境計画グループの池田でございます。

すいません、資料6の部会の審議スケジュール（案）を御覧いただきたいと思います。

今後の部会スケジュールにつきまして御説明させていただきたいと思います。

本日は今年度初めての部会で行っていただきましたけれども、今年度、あと2回部会の開催を予定してございます。

今回は、お知らせさせていただいてはいますが8月19日に予定してはおりまして、一部、引き続き御審議いただく事項もございまして、次回、条例のあり方の部会報告の素案の形で一度御覧いただけるようにお示しできればというふうに考えてございます。

最後に10月頃に部会を開催いたしまして、審議結果を取りまとめいただきまして、今年の冬の環境審議会の答申を経て、パブリックコメントを経て、来年の2月の議会に上程して条例改正を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

説明については以上でございます。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

この部会の審議スケジュール（案）について、何か御質問等はございますでしょうか。これについてはこれでよろしいですよ。はい、ありがとうございました。

予定していた議題は以上です。非常に長時間にわたって御審議いただきまして、ありが

とうございます。

委員の皆様方から何かございますでしょうか。特にありませんでしょうか。

事務局から何かほかにありますでしょうか。ございませんでしょうか。

【事務局（池田（俊）総括主査）】 特にございません。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

では、ほかに議題がないということですので、本日の議事はこれで終了いたします。委員の皆様方には円滑な審議に御協力いただき、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局のほうにお返しいたします。

【事務局（池田（俊）総括主査）】 近藤部会長、ありがとうございました。

長時間の御審議、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、令和3年度第1回の生活環境保全条例検討部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（午後5時00分 閉会）